

第7次 池田市総合計画

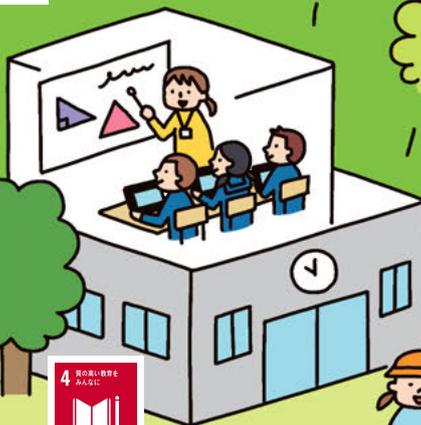
「**だったらいいな**」を叶える **いけだ**

基本構想

2023 ▶▶▶ 2032

前期基本計画

2023 ▶▶▶ 2027



大阪府 池田市

ごあいさつ

総合計画は、本市の最高規範である「池田市みんなで作るまちの基本条例」に基づく、まちづくり全体の指針です。同条例では、行政や市議会のみならず、市民や地域団体、企業、NPOなどの協働によってまちづくりを行うことが基本理念とされています。総合計画もこの基本理念に沿うものとして、昭和45年の当初策定以後、5次にわたる改定を重ねながら、その時々々の社会状況等に応じた計画的なまちづくりに努めてきました。

そして、令和の時代を迎えた今、人々のライフスタイルや価値観は日々刻々と多様化しています。また、少子高齢化と人口減少が進行し、自然災害や新型コロナウイルスの流行などの避けることのできない諸課題にも直面しています。こうした激動の現代社会において、来るべき未来を見据え、皆さまと共に創る今後10年間の池田市の姿を今一度明らかにするために、今般、総合計画を全面改定しました。

第7次となる今回の総合計画では、めざすまちの将来像として「笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ みんなが大好きなまち」を掲げました。この“みんな”には、住民はもちろん、通勤、通学、観光などで本市を訪れる人々、本市のファンやサポーターのような人々までを想定し、それぞれの豊かな暮らしや関わりを支えるまちづくりを進めてまいります。

また、まちづくりにおける協働の促進に向けて、本計画中の全施策を、国際的な目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の17のゴールと結びつけました。SDGsの目標年次である2030年、そしてその先の未来に向けて、SDGsの理念を踏まえた取組を進めてまいります。また、本計画をきっかけとし、SDGsを通じて様々な連携が広がっていくことも期待しています。

計画の構成や編集においては、わかりやすく、だれもが身近に感じていただけるような、カラフルで親しみやすいものにすることを意識しました。市民をはじめ、池田市に関わる“みんな”に、本計画をご覧いただき、持続可能なまちづくりにご参画いただけますと幸いです。

最後に、本計画策定にあたりまして、市議会、総合計画審議会、市民意識調査やワークショップ、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに心より感謝申し上げますとともに、めざすまちの将来像の実現に向けた市政運営及び皆さまとの協働の推進につきまして、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



池田市長
瀧澤 智子

3 ... 基本構想

第1部 序論

1. はじめに

- 4 ... ① 策定の趣旨
- ② 計画の位置づけ
- 5 ... ③ 計画の構成
- ④ 計画の期間

2. 池田市を取り巻く状況

- 6 ... ① 社会の動向
- 8 ... ② 池田市の現状

第2部 基本構想

1. まちの将来像

- 12 ... ① めざすまちの将来像
- 14 ... ② 人口の目標
- 15 ... ③ 財政の目標
- ④ 土地利用の方針

2. 施策の方針

- 16 ... ① まちの将来像の実現に向けた基本的な考え方
- ② 施策の柱
- 18 ... ③ まちづくりの進め方

19 ... 前期基本計画

1. はじめに

- 20 ... ① 前期基本計画の策定にあたって
- ② 前期基本計画の施策体系と関連するSDGsのゴール

2. 施策の展開

- 22 ... ① 施策の見方
- 25 ... 施策ごとの取組
- 25 ... (1) 価値を高め発信するまちづくり
- 35 ... (2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり
- 45 ... (3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり
- 55 ... (4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり

3. 計画の推進

- 64 ... ① まちづくりの進め方
- 64 ... (1) SDGsの推進
- 65 ... (2) みんなで取り組むまちづくり
- 66 ... (3) 持続可能な都市経営
- 67 ... ② 評価に基づく進行管理
- 68 ... ③ 施策の重点化

69 ... 資料編

基本構想

第1部 序論



はじめに

1 策定の趣旨

総合計画とは、本市が「住みやすい」、「住んでみたい」、「住んでよかった」と感じられるまちであり続けるために、めざすべき中長期的な将来像を描き、その将来像を実現するためのまちづくり^{※1}の基本的な目標や必要となる施策を明らかにすることを目的とする計画です。

本市では、地方自治法の規定により、市区町村に対して基本構想の策定が義務付けられていたことから、1970年に第1次の総合計画を策定して以来、総合計画に沿ったまちづくりを進めています。

2011年の改正地方自治法の施行により、この規定は廃止されましたが、本市では、市の最高規範である「池田市みんなで作るまちの基本条例^{※2}」において、「執行機関等^{※3}は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。」と規定しており、2011年度から始まった第6次総合計画においても、その姿勢は変わっていません。

そして、これまで進めてきた第6次総合計画が2022年度に目標年度を迎え、また、時代の変化に伴う人々のライフスタイルや価値観の多様化とともに、少子高齢化と人口減少の進行、そして頻発する激しい自然災害や新型コロナウイルス感染症などの諸課題が生じており、持続可能で強靱な社会の実現が求められています。

このようななか、本市がめざすまちの将来像を描き、その実現のための市政運営の指針を示すために、ここに第7次総合計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、本市の将来を展望した総合的かつ計画的な都市経営^{※4}の根幹をなす計画であり、関連計画や各分野の個別計画の策定、そして事業の実施にあたっての指針となるものです。

※1 まちづくり 地域社会やそこで暮らす市民の生活などに密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組のこと。

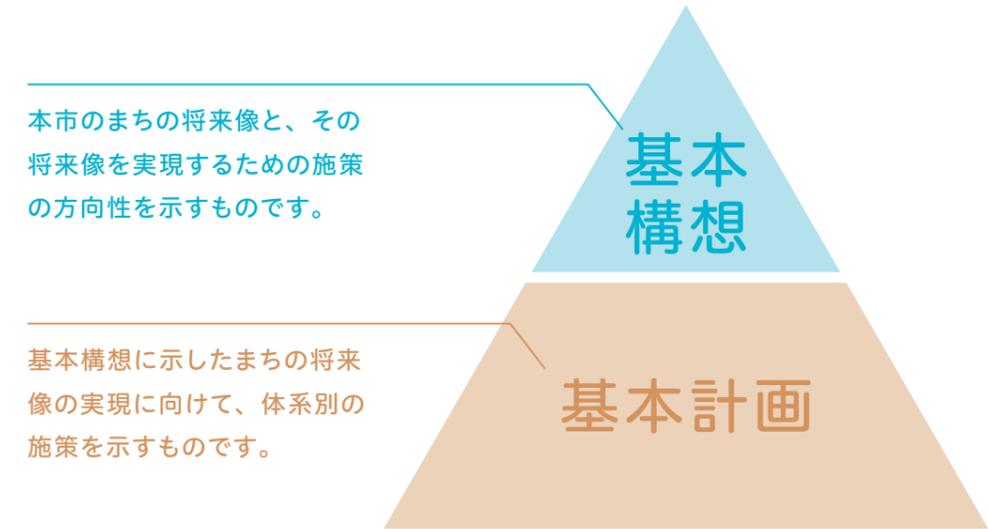
※2 池田市みんなで作るまちの基本条例 本市のまちづくりの最高規範となる条例。2006年4月1日施行。この条例に基づき、市民、市議会、そして行政がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、お互いに協力してまちづくりを進めていくことが求められている。

※3 執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者のこと。

※4 都市経営 自治体行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営と捉える考え方のこと。

3 計画の構成

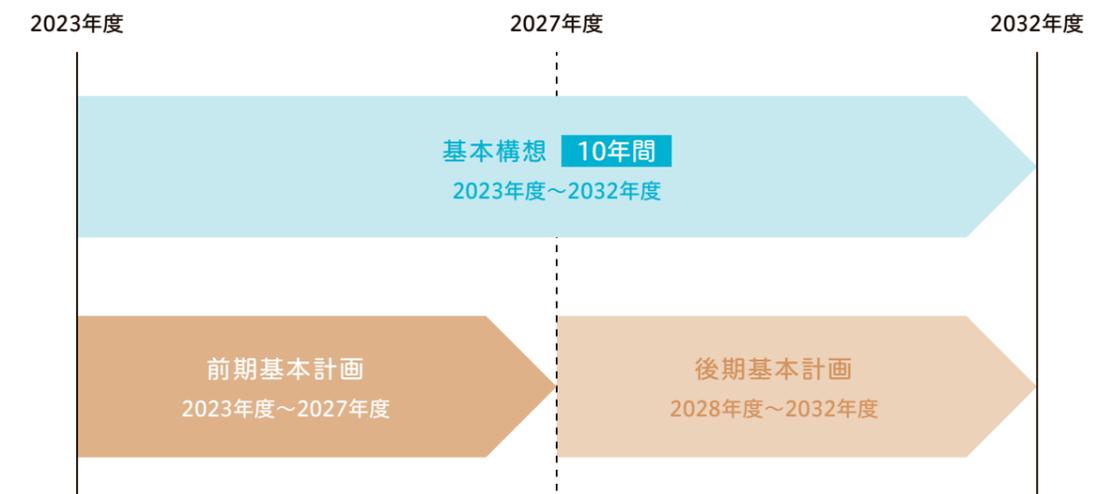
この計画は、次のように、基本構想と基本計画の2層で構成します。



4 計画の期間

基本構想の計画期間は、2023年度から2032年度までの10年間です。そして、基本計画は前期と後期に分け、前期基本計画は2023年度から2027年度までの5年間、後期基本計画は2028年度から2032年度までの5年間とします。

また、計画期間中に、各施策の実効性を保つための諸条件に変化が生じた場合には、必要に応じて見直しや改訂を行います。





池田市を取り巻く状況

1 社会の動向

① 少子高齢化と人口減少の進行

日本の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに、2011年以降は減少を続けており、2053年には1億人を下回る予測です。

少子高齢化の進行が人口減少につながっており、これらに伴う働き手の減少は、日本全体や地方の経済を縮小させるおそれがあり、様々な社会的・経済的課題が生じるとされています。

② 「東京一極集中」の傾向から地方へのシフト

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、「地方暮らし」への関心が高まるなか、国も、「新たな日常^{※1}」が実現される地方創生として、東京一極集中からの脱却を図る多核連携型の国づくり^{※2}を進めており、2020年の夏には、長年続いた東京都への転入超過が転出超過に転じました。

③ 持続可能性への関心の高まり

2015年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{※3}」が採択され、世界的にますます持続可能性が重要視されるようになりました。

日本においても、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定され、国や自治体、企業、市民などによってSDGsの達成に向けた取組が進められています。



※1 新たな日常 新型コロナウイルス感染症拡大の局面で現れた国民意識や行動の変化などの新たな動きを社会変革の契機と捉え、少子高齢化、付加価値生産性の低下、東京一極集中などの課題の解決を実現する社会状況のこと。具体的には、デジタル化の推進によるSociety5.0の実現とそれによる地方創生、ヒト・イノベーションへの投資、包摂的な社会づくりなどのこと。

※2 多核連携型の国づくり スマートシティの社会実装の加速、地方への新たな人の流れの創出、地域の中小企業の経営人材の確保、地方都市の活性化に向けた環境整備などに向けた取組によって、東京一極集中を脱し、地域の魅力の向上、二者択一ではない大都市圏と地方圏の関係の構築などをめざす地方創生の方向性のこと。

※3 持続可能な開発のための2030アジェンダ・持続可能な開発目標(SDGs) 「Sustainable Development Goals」の略称で、「持続可能な開発目標」のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際開発目標。理念は「誰一人取り残さない(leave no one behind)」であり、開発途上国から先進国までのあらゆる国々で、2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための目標として、17のゴールと169のターゲットを設定している。

④ 安全・安心がより重視される社会

頻発する激しい自然災害や、特殊詐欺やサイバー犯罪といった多様化する犯罪などにより、生活における不安が拡大し、また、新型コロナウイルス感染症の拡大も、経済や暮らしに大きな影響を与えているなか、これまで以上に安全・安心で、あらゆる危機に的確に対応できる強靱な社会の実現が求められています。

このような危機への対応にあたっては、新しい暮らし方、働き方、そしてそれらに対応する社会環境の整備が必要であり、そのためには、先端技術を活用するほか、同時に、自然災害の一因ともいわれる気候変動への対策などを進めることも求められています。

⑤ ライフスタイルや価値観の多様化

経済的豊かさだけでなく、心の豊かさや自分らしさを重視するライフスタイルにも注目が集まっています。

そうしたなかで、一人ひとりが、仕事と育児や介護といった家庭生活との両立など、個々の事情に対応する多様な生き方を選べ、より良い将来の展望をもてる社会の実現が求められています。

さらに、モノ、サービス、場所などを自分で所有するのではなく、多くの人と共有し、交換して利用するシェアリングエコノミー^{※4}が広がりをみせています。

⑥ 先端技術の進展と活用

AIやビッグデータといったICTの社会への浸透により、経済・社会のデジタル化が進んでいます。今後、5Gの普及などにより、この流れはさらに加速するとされています。

こうした先端技術を使って社会課題を解決しようとするSociety5.0^{※5}に向けた取組も進んでいます。

⑦ 自治体に求められる役割の変化

今後、生産年齢人口の減少に伴う職員不足が予想されるなか、自治体は、AIやロボティクスといったICTを活用することで機能を維持するスマート自治体^{※6}への転換や行政サービスの提供主体だけでなく、「公・共・私」の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー^{※7}」としての役割などが求められています。

※4 シェアリングエコノミー 個人、組織、団体などが保有する何らかの資源(モノ、場所、技能、資金など)を貸し出し、利用者と共有(シェア)する新たな経済の動きのこと。

※5 Society5.0 サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。

※6 スマート自治体 ICTなどの新技術を活用して、都市、地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市、地域のこと。スマートシティともいう。

※7 プラットフォーム・ビルダー 公・共・私相互間の協力関係を構築し、関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトマネージャーとなる役割のこと。



2 池田市の現状

まちの特徴

①交通の利便性

大阪都心と鉄道などで結ばれ、大阪国際空港や高速道路など広域交通の結節点となっています。

②起業文化

本市で創業し、発展するなど、ゆかりのある企業が多く、現在も様々な事業が行われ、まちの発展に影響を与えています。

③豊かな自然環境

猪名川などの河川が流れ、北部には五月山や農地が広がっており、自然環境に恵まれています。

④教育・研究機関や企業などとの連携

多様な大学や企業などと連携し、外部機関等の知見や技術を活用したまちづくりを進めています。



⑤良好な住宅地と歴史・文化資源

全国初の郊外型分譲住宅^{※1}が開発されるなど、良好な住宅地が形成され、また、美術や落語などの豊かな歴史・文化が育まれています。

⑥市民によるまちづくり

市民が自主的・自律的に活動することで地域内の共通課題の解決を図り、市へ提案を行うなど、協働^{※2}してまちづくりを進めています。

⑦豊かで特色ある教育環境

「教育日本一」をめざす特色ある教育を進めているほか、市内には幼稚園、小・中・義務教育学校^{※3}をはじめ、高等学校や研究機関などが立地しています。

⑧日本の典型的な都市

コンパクトな市域に森林、農地、住宅地が隣接するなど、日本における多くの都市と共通する特徴をもつ典型的な都市です。

おもな現状と動向

①生産年齢人口の減少と高齢化の進行

1975年以降、10万人余りで横ばい傾向であった人口が、2010年から減少に転じています。

生産年齢人口が減少し、2015年に人口の約60%となっている一方、老年人口は増加し、2015年に25%超となっています。

②「住みやすい都市」と「住みたい都市」のギャップ

民間の調査機関による「住みよさランキング」での本市の順位と比較して、「住みたい自治体」の順位は高くありません。

実際の住みやすさに、イメージが追いついていない可能性があります。

③公共施設等の老朽化と空き家の増加

多くの公共施設等^{※4}が更新時期を迎え、更新費用は大きな財政負担になることから、公共施設等の在り方は、今後の課題です。

また、空き家の数が近年増える傾向にあり、その対策が課題になっています。

④高まり続ける財政需要

社会保障関係経費^{※5}が増加しており、高齢化の進行や子育て支援施策の充実により、今後も増加傾向が続くことが見込まれます。

市税は、一般会計^{※6}歳入^{※7}の45%程度を占める重要な財源であり、生産年齢人口や企業の維持・増加が課題になっています。

※1 郊外型分譲住宅 都市部に隣接する地域において、まとまった土地を分割し、建築した戸建て住宅を販売する形式のこと。1909年、箕面有馬電気軌道株式会社が呉服神社周辺に広がる2万7千坪の用地を買収し開発に着手、翌1910年に同社路線の開通にあわせ、一区画100坪を目安とする10年の月賦販売という斬新な販売方法により販売が開始された。

※2 協働 市民、市議会、執行機関などが、それぞれの果たすべき役割、責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うこと。

※3 義務教育学校 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的に、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程の計9年を修業年限とする学校のこと。

※4 公共施設等 地方公共団体が所有する道路、上下水道、公園などのインフラ資産や学校、保育所などの施設をいう。

※5 社会保障関係経費 子育て、高齢者福祉、介護、生活保護などの社会保障制度の実施に要する経費のこと。

※6 一般会計 税金などを財源として、市の基本的な仕事(福祉、教育、道路整備など)を行うための会計のこと。対して、保険料の収入などで医療費の支出を賄う国民健康保険など、特定の目的のための会計を「特別会計」という。

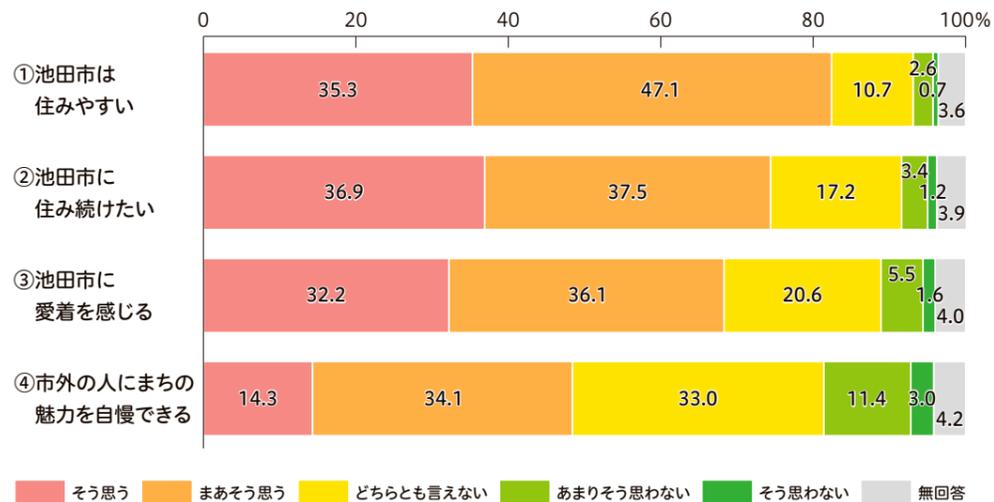
※7 歳入 市の収入のことで、市税のほか、地方交付税、市債、都道府県支出金、国庫支出金などからなる。対して、市の支出を「歳出」という。



市民の意識・意向

① 池田市の住みやすさなどについて

18歳以上の市民を対象とした意識調査の結果では、本市は住みやすい、住み続けたいと感じている人は多いですが、市外の人にまちの魅力を自慢できる人は比較的少ないです。



また、市立中学校の生徒を対象とした意識調査の結果では、定住の意向は定まっていない人が多いものの、18歳以上の市民と同様に、本市が好きだ、住みやすい、と感じている人が多いです。

② これから約10年間の重要性から見た施策

これから約10年間の重要性が高い施策として、防災、消防・救急、地域医療、医療保険、子育て、学校教育などが選ばれています。

③ 移住促進のために市外に発信すべきイメージ

「教育のまち」や「自然やみどりが豊かなまち」をアピールすべきという意見が多くなっています。

④ 意識・意向における地域の特色

池田市のイメージやまちづくりの評価、今後の方向性に関する意識や意向は、地域ごとに大きく異なります。

基本構想

第2部 基本構想





まちの将来像

1 めざすまちの将来像

少子高齢化や人口減少の進行に伴う都市活力の低下が懸念され、また、財政状況についても楽観できない状況にあります。

このような状況に対応していくためにも、SDGsのさらなる推進とともに、本市の豊かな自然環境や教育環境などの多様な魅力をいかし、本市に関わるあらゆる人々の笑顔と活気があふれるまちづくりを進めます。

そして、めざすまちの将来像としては、**笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ みんなが大好きなまち**を想定します。

さらに、市民のまちへの愛着を深めるとともに、まちづくりへの多様な想いを叶えること^{かな}で、まちの価値の持続的な向上につなげることをめざして、この将来像のキャッチフレーズを「**だったらいいな**」を叶える **いけだ**とし、これの実現に向けた目標として、4つのまちの将来イメージを設定します。



「**だったらいいな**」を叶える **いけだ**
 笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ
 みんなが大好きなまち



1

価値を高め 発信するまち

豊かな自然環境や地域の特性、そして特色ある産業などのまちの魅力を磨き上げ、池田市らしさが多くの人から発信されている。

住みやすさが向上し、まちに対する市民の愛着が深まり、継続的に訪れるファンが増加している。

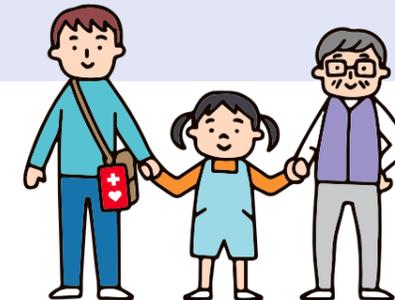


3

いきいきと暮らし 続けられるまち

みんなが健康に、いきがいをもって暮らし、多様な価値観や考え方を互いに認め合い、住み慣れた地域で、心豊かに生活している。

健康を支える環境や福祉、医療などのセーフティネットが整うとともに、地域でお互いに支え合い、人々の個性が輝いている。



2

子どもと大人の未来を 育てるまち

安心して子どもを産み育てられる環境が整っており、子どもが地域で見守られながら健やかに成長している。

子育てや教育環境、そして生涯学習やスポーツの環境が整えられ、子どもも大人も生活に楽しみを感じ、未来に希望を持っている。



4

快適さを実感できる 安全・安心なまち

市民が快適で便利に暮らせる基盤として、住環境、道路・公共交通、上下水道などが整い、安全・安心で持続可能なまちづくりが実践されている。

自然災害などの危機に対しても、市民、事業者、行政それぞれが日頃から十分に備え、非常時には協働して対応している。





2 人口の目標

(1) 定住人口

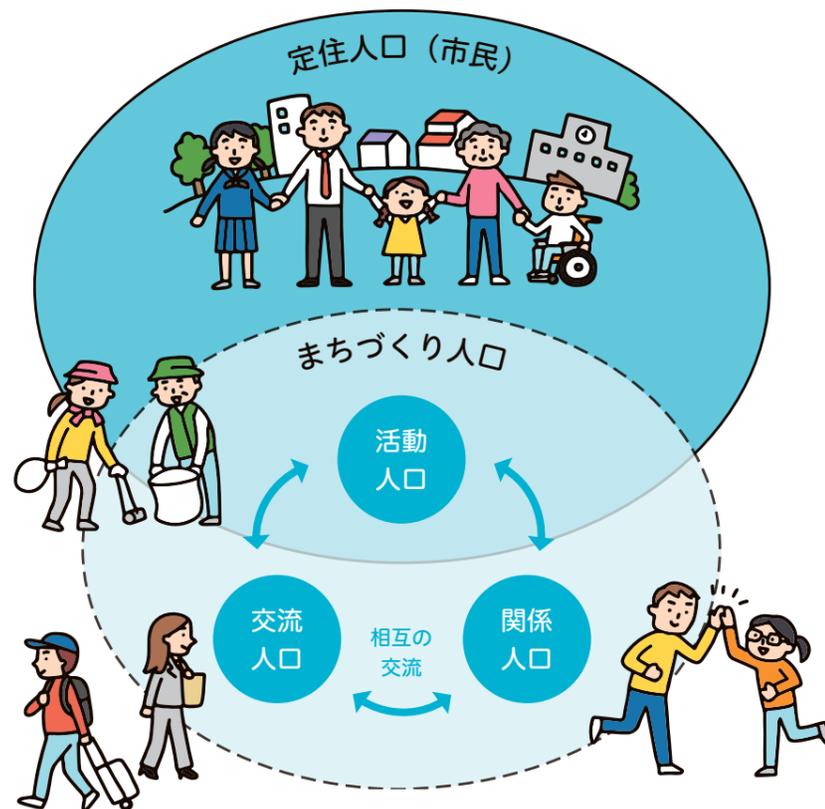
本市の人口は2022年1月31日時点で103,321人ですが、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2032年には96,256人にまで減少する予測となっています。人口減少が進むと、都市活力が弱まるとともに税収も減り、本市の財政事情はより厳しくなります。

これに対応するため、市民の健康長寿の維持・向上や少子化対策に取り組むとともに、市外からの移住を促進し、この結果として、2032年度に10万人の定住人口を維持することをめざします。

(2) まちづくり人口

都市活力を維持し、さらに向上させるには、地域の活動も重要であり、こうした活動に参加する住民を「活動人口」と呼びます。また、住民以外で、通勤、通学、観光などで本市を訪れる人々も、都市活力の源であり、こうした来訪者を「交流人口」、そして住民や交流人口以外で、地域や住民と継続的に関わる、本市のファンやサポーターのような人々を「関係人口」と呼びます。

これらの「活動人口」、「交流人口」、「関係人口」をまとめて、ここでは「まちづくり人口」と呼び、その「まちづくり人口」の拡大や相互の交流により、都市活力がさらに向上するとともに、定住人口の増加にもつながっていくことをめざします。



3 財政の目標

少子高齢化などの影響による社会保障関係経費の増加や老朽化した公共施設等の更新経費の増加など、財政需要の増大が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により、市税収入の増加も見込めないことから、今後の財政状況は非常に厳しいものとなることが予測されます。

このため、将来世代へ負担を先送りしないよう、**効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、定住人口の維持と転入促進や産業振興を通じた市税等の増収を図り、健全かつ持続可能な財政運営の実現をめざします。**

4 土地利用の方針

次のような土地利用により、まちの将来像の達成に向けてまちづくりを進めます。

1 五月山の緑、猪名川、余野川などの清流によって形づくられた、都市的土地利用^{※1}と農業的土地利用^{※2}がバランスよく共存するまちをめざします。

2 大阪都心の近郊に位置する高い利便性、自然環境が身近で快適な生活環境をはじめ、鉄道駅周辺に商業・業務機能^{※3}が集積しているといった本市の特性をいかし、便利で、快適で、暮らしやすいコンパクトなまちをめざします。

3 災害に備えた安全・安心なまちづくりを進めるとともに、豊かな自然環境や景観、歴史・文化などのほかにない資源をいかすことで、価値が向上するまちをめざします。

※1 都市的土地利用 都市における生活、活動を支えるための住宅地、工業用地、事務所及び店舗用地、一般道路などによる土地利用のこと。

※2 農業的土地利用 食料供給源、国土保全、保水機能などのための農用地による土地利用のこと。

※3 商業・業務機能 商業施設(商品及びサービスの販売、提供を目的とする施設)、業務施設(オフィス、事業所などの仕事の本拠となる施設)による地域特性のこと。

施策の方針

1 まちの将来像の実現に向けた基本的な考え方

この計画に基づく取組を推進することで、まちの将来像を実現し、将来世代にとっても「住みやすい」、「住んでみたい」、「住んでよかった」と感じられるまちをめざします。

そのために、この計画期間中に取り組みべきまちづくりの方針として、まちの将来イメージに沿った施策の柱と、すべての施策において意識すべき「まちづくりの進め方」を設定します。そして、基本計画では、これらの方針に沿って、前期と後期のそれぞれ5年間の計画期間において、行政と市民がそれぞれ果たすべき具体的な役割を明らかにします。

2 施策の柱

まちの将来像の実現に向け、取り組むべき施策を明らかにするために、4つの将来イメージに即して次の4本の施策の柱を設定します。

① 価値を高め発信するまちづくり

豊かな自然環境や景観、歴史・文化、そして市内に点在する多様な資源を継承・活用し、新しいまちの価値として創造し、それを市内外に発信することで、市民のまちに対する愛着を醸成するとともに、「まちづくり人口」の増加と、移住・定住の促進に取り組みます。

さらに、農園芸の振興や商工業の維持・成長の支援、そして起業の促進にも取り組み、地域経済の活性化を図るとともに、時代を先取りした事業の創出や未来の産業育成に挑戦します。



※1 地域共生社会 制度、分野ごとの縦割り、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代、分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らし、いきがい、地域を共に創っていく社会のこと。

※2 自助、共助 「自助」は、自分(家族を含む)の身を自分の努力によって守ること。「共助」は、地域や近隣の人が互いに協力し合うこと。いずれも、災害時の被害を抑えるための考え方。

② 子どもと大人の未来を育てるまちづくり

子どもも大人も、住みやすさを実感し、市外の人も本市に住んでみたいと思える、未来に希望がもてるまちづくりを進めます。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を進めるとともに、まちの未来を担う子どもの豊かな人間性を育む教育を推進し、子どもの成長を地域社会で支え合います。

さらに、生涯学習・スポーツを通じて市民が交流し、いきがいをもって地域で活動できるよう支援します。

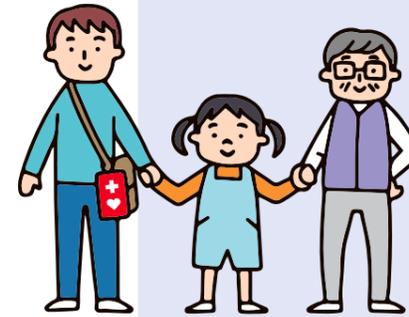


③ いきいきと暮らし続けられるまちづくり

少子高齢化が進むなか、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、健康を支える環境や福祉、医療などのセーフティネットを整え、地域共生社会^{※1}を実現します。

また、地域における支え合いの仕組みを充実させ、一人ひとりを尊重し、地域ぐるみで互いに支え合い、安心して暮らせる、心の通うまちづくりを推進します。

さらに、多様な価値観や考え方を互いに認め合いながら共に暮らすことのできる、人権が守られるまちの実現を図ります。



④ 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり

自助、共助^{※2}の意識を高めることにより防災力・防犯力を高めるとともに、消防・救急救助体制の充実を図ることで、安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。

また、住環境、道路・公共交通、上下水道などの適切な整備や維持管理を継続的に進めることで、暮らしの快適さをさらに向上させます。





3 まちづくりの進め方

4本の施策の柱に沿ったまちづくりを進めるにあたっては、次の3つを基本的な考え方とします。

①SDGsの推進

世界や国の動向を踏まえ、本市でも、SDGsを基本構想の根底にある考え方として捉え、すべての施策に反映します。

また、SDGsの目標年次である2030年以降についても、その理念を継承し、発展させながら、時勢に応じた取組を進めます。



②みんなで取り組むまちづくり

これからのまちづくりには、行政だけでなく市民や地域団体、そしてNPO^{*1}、企業、教育・研究機関といった異なる立場それぞれの主体的な取組と、これらの多様な主体の協働が欠かせません。

そのため、各施策の推進においては、多様な主体がそれぞれの特性をいかした役割を果たし、お互いに協力して取り組みます。



③持続可能な都市経営

多様化、複雑化する行政需要に対応するためには、長期的な視点をもちつつ、変化する状況に柔軟に対応できる市政運営が必要です。

そのために、先端技術などを積極的に活用するとともに、すべての施策を持続可能な都市経営の実現という観点から評価し、「選択と集中^{*2}」を進めます。



※1 NPO 「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のこと。

※2 選択と集中 競争力のある事業を「選択」し、経営資源をこの選択した事業に「集中」という経営手法、経営理論のこと。

前期基本計画



はじめに

1 前期基本計画の策定にあたって

前期基本計画では、まちの将来像の実現に向け、2023年度から2027年度までの計画期間において次の4本の施策の柱の下に位置づける施策と、各施策におけるおもな取組の方針を明らかにするとともに、これらのすべての施策を通して意識すべきまちづくりの進め方を設定することで、まちづくりを推進します。

- ① 価値を高め発信するまちづくり
- ② 子どもと大人の未来を育てるまちづくり
- ③ いきいきと暮らし続けられるまちづくり
- ④ 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり

SDGs17の目標

SDGsには人権、経済・社会、地球環境、様々な分野にまたがった課題が分類されています。詳しくはP94をご覧ください。

2 前期基本計画の施策体系と関連するSDGsのゴール

施策の柱	施策の名称	1 貧困をなくそう	2 質の高い雇用を創出	3 健康と福祉を強めよう	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等をすすめて	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 豊かになりつつ持続可能な成長を	9 産業と雇用を創出	10 人や国を超えて公正で包摂的な成長を	11 住み続けられるまちづくりを	12 つながる持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすすめる	17 パートナーシップで目標を達成しよう
価値を高め 発信する まちづくり	1 「環境共創」のまちづくり		●	●														
	2 地域特性をいかしたまちづくり				●													
	3 都市活力の維持と活性化				●													
	4 シティプロモーションの展開				●													
子どもと大人の 未来を育てる まちづくり	1 子ども・子育て支援の充実	●		●	●	●												
	2 学校教育の充実	●		●	●	●												
	3 生涯学習の推進と郷土愛の醸成			●	●													
	4 文化・芸術・スポーツ活動の推進				●													
いきいきと 暮らし続けられる まちづくり	1 人権と多様性を尊重するまちづくり	●	●	●		●												
	2 高齢福祉の充実			●														
	3 障がい福祉の充実			●	●													
	4 保健・医療の充実			●														
快適さを実感 できる安全・安心な まちづくり	1 「危機への備え」の充実	●		●														
	2 快適な住宅・住環境づくり																	
	3 道路・公共交通の充実																	
	4 上下水道の充実	●		●	●													

施策の展開

1 施策の見方

施策とそれを束ねる柱の名称です。

施策を推進するにあたって計画期間中(2023年度～2027年度)に実施する主要な取組を記載しています。

施策に関連性の深いSDGsのゴールを掲載しています。

施策の推進によってめざす前期基本計画の最終年度(2027年度)のまちの姿を記載しています。

施策に関する計画策定時点の本市を取り巻く現状や課題について、主要なものを記載しています。

前期基本計画 / 2 施策の展開

(1) 価値を高め発信するまちづくり

1 「環境共創」のまちづくり



めざす姿 市民・事業者・行政が環境について共に学び、生物多様性が保たれたみどりの都市環境、脱炭素・循環型で持続可能な社会環境を共に創っている。

現状と課題

① 環境学習の推進

- 市民・事業者・行政とのネットワークで地域資源を活用した環境学習のプログラム開発や実践の支援を進めていますが、小中学生向けにとどまらず、さらなる対象拡大が求められています。

② みどりの都市環境づくり

- みどりの景観や環境保全の取組を進めていますが、特に五月山については、市民レクリエーションの場としての機能も求められています。また、都市のみどりとして大きな役割を果たしている保存樹木・保存樹林については、所有者等の適正管理を促進する必要があります。
- 伐採や再造林が適切に行われていない荒廃した山林が増えており、土砂崩れなどの災害を未然に防ぐ対策としての森林整備が求められています。
- 自然環境の多様な機能をいかしながら、官民連携や分野横断型で地域の複数の課題を計画的に解決していくグリーンインフラ^{※1}事業を推進する必要があります。
- 本市の自然に関心をもってもらうことを目的に「池田の自然展」を開催し、市内で生物調査、自然観察、五月山保全などに取り組む団体の活動紹介などを行っていますが、生物多様性に関する実態を新たに把握する必要があります。

③ 脱炭素・循環型社会^{※2}の推進

- 国が「2050年カーボンニュートラル^{※3}」を表明したことも踏まえ、本市としても、脱炭素社会を構築し、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向けた取組を進める必要があります。
- ごみ焼却施設の更新に向け、広域化や財源そして建設地について検討する必要があります。また、焼却灰などの最終処分場の残余容量が少なくなっていることから、より一層ごみ減量化の取組の推進が求められています。



取組の方針

① 環境学習の推進

- 身近な自然や社会への理解を深め、多様な視点から考えるとともに、地域へ主体的に関わり、自ら行動できる人づくりに向け、子どもを中心にあらゆる世代や地域へ環境学習を波及させる取組を進めます。

② みどりの都市環境づくり

- 総合的な自然環境・景観の保全と緑化を推進します。
- 人工林の整備や里山林の整備など計画的な森林整備を進めます。
- 五月山緑地を含む池田駅周辺を緑化重点地区と定め、五月山緑地などの公園緑地、街路樹、都市型水害への備えとしての雨水貯留・浸透施設の整備や民有地緑化などを計画に位置づけ、官民連携によりグリーンインフラ整備を推進します。
- 生物環境に関する実態調査を継続的に行いながら、生物の生息する豊かな環境を保全し、人々と多様な生物種が共生・共存できる環境整備に努めるとともに、協働の取組のもとで、市内の自然環境や生物多様性について市民が学習できる機会をつくります。

③ 脱炭素・循環型社会の推進

- 2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向け、環境にやさしい設備の設置及び購入費用に対して補助・助成を行うほか、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を積極的に実施し、再生可能エネルギー由来の電力の使用についても検討します。
- ごみの発生抑制と減量化、リユースと再資源化のさらなる普及啓発と推進を図るとともに、ごみの効果的かつ効率的な収集・処理体制を整備します。
- 3R推進センター^{※4}においては、施設の認知度の向上や地球温暖化防止・資源循環など環境に関しての普及啓発のためのイベントなどを開催します。
- ごみ処理施設の効率的な維持管理に努めるとともに、関係機関との連携のもと、限りある最終処分場を長期的に活用するため、効率的なごみの中間処理を検討します。

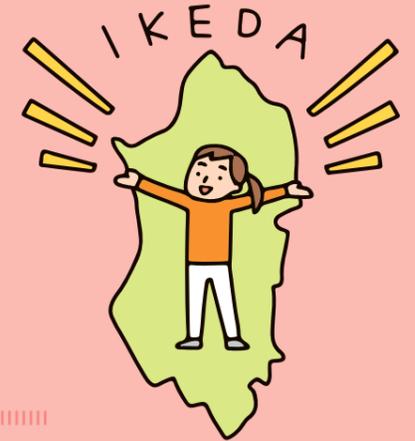
市民の取組

- 講座やイベントなどの環境学習の機会に参加し、学んだことの実践や周りの人への普及に取り組む。
- 地域緑化の活動に参加する。
- 日常生活における省エネルギーの実践や再生可能エネルギー設備の導入に取り組む。
- ごみの分別によるリサイクルの推進に努める。
- 食品ロス削減や、集団回収への参加などを通じて3Rに取り組む。

※1 グリーンインフラ 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。
 ※2 脱炭素・循環型社会 「脱炭素社会」とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」をめざす社会のこと。「循環型社会」とは、限りある資源を効率的に利用し、リサイクルなどで循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていく社会のこと。
 ※3 2050年カーボンニュートラル 2050年までに「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことで温室効果ガスを「ニュートラル(中立)」にするという考え方のこと。
 ※4 3R推進センター 池田市環境基本計画に位置付けられたパートナーシップの拠点のこと。3R(Reduce(リデュース、減量)、Reuse(リユース、再利用)、Recycle(リサイクル、再資源化))の推進、環境情報発信、環境講座、展示、イベントなどが行われる。

めざす姿の実現に向けて、市民一人ひとりが生活の中でできる主要な取組を記載しています。

1



施策の柱

価値を高め

発信するまちづくり

柱を構成する施策

- 1. 「環境共創^{*1}」のまちづくり …………… 26
- 2. 地域特性をいかしたまちづくり …………… 28
- 3. 都市活力の維持と活性化 …………… 30
- 4. シティプロモーション^{*2}の展開 …………… 32

～施策を考えるおもな背景～

五月山や猪名川などの豊かな自然が、人とまちにうるおいをもたらしています。

商工業がまちににぎわいと都市活力を生み出している一方で、

細河地域を中心として営まれる農園芸は、後継者不足などの課題が顕在化しています。

また、市内に点在する魅力資源は、マイクロツーリズム^{*3}や着地型観光^{*4}を楽しむ人を誘引し、

時代に適応した形で人々の交流を生み出していくことが期待されています。

※1 環境共創 環境という枠組みを通じて、様々なステークホルダーが協働し、共に新たな価値を創造、共創すること。

※2 シティプロモーション 地域の魅力を高め、それらを内外に発信し、その地域へヒト、モノ、カネを呼び込み、地域を活性化させる活動のこと。

※3 マイクロツーリズム 府内など、近隣地域内での観光のこと。

※4 着地型観光 旅行者を受け入れる側の地域(着地)側が、その地域でおすすめの観光資源をもとにした旅行商品、体験プログラムを企画、運営する形態の観光のこと。



(1) 価値を高め発信するまちづくり

1

「環境共創」のまちづくり

めざす姿

市民・事業者・行政が環境について共に学び、生物多様性が保たれたみどりの都市環境、脱炭素・循環型で持続可能な社会環境を共に創っている。

現状と課題

① 環境学習の推進

● 市民・事業者・行政とのネットワークで地域資源を活用した環境学習のプログラム開発や実践の支援を進めていますが、小中学生向けにとどまらず、さらなる対象拡大が求められています。

② みどりの都市環境づくり

- みどりの景観や環境保全の取組を進めていますが、特に五月山については、市民レクリエーションの場としての機能も求められています。また、都市のみどりとして大きな役割を果たしている保存樹木・保存樹林については、所有者等の適正管理を促進する必要があります。
- 伐採や再造林が適切に行われていない荒廃した山林が増えており、土砂崩れなどの災害を未然に防ぐ対策としての森林整備が求められています。
- 自然環境の多様な機能をいかしながら、官民連携や分野横断型で地域の複数の課題を計画的に解決していくグリーンインフラ^{※1}事業を推進する必要があります。
- 本市の自然に関心をもってもらうことを目的に「池田の自然展」を開催し、市内で生物調査、自然観察、五月山保全などに取り組む団体の活動紹介などを行っていますが、生物多様性に関する実態を新たに把握する必要があります。

③ 脱炭素・循環型社会^{※2}の推進

- 国が「2050年カーボンニュートラル^{※3}」を表明したことも踏まえ、本市としても、脱炭素社会を構築し、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向けた取組を進める必要があります。
- ごみ焼却施設の更新に向け、広域化や財源そして建設地について検討する必要があります。また、焼却灰などの最終処分場の残余容量が少なくなっていることから、より一層ごみ減量化の取組の推進が求められています。



※1 グリーンインフラ 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。

※2 脱炭素・循環型社会 「脱炭素社会」とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」をめざす社会のこと。「循環型社会」とは、限りある資源を効率的に利用し、リサイクルなどで循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていく社会のこと。

※3 2050年カーボンニュートラル 2050年までに「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことで温室効果ガスを「ニュートラル(中立)」にするという考え方のこと。

※4 3R推進センター 池田市環境基本計画に位置付けられたパートナーシップの拠点のこと。3R (Reduce (リデュース、減量)、Reuse (リユース、再利用)、Recycle (リサイクル、再資源化)) の推進、環境情報発信、環境講座、展示、イベントなどが行われる。

取組の方針

① 環境学習の推進

● 身近な自然や社会への理解を深め、多様な視点から考えるとともに、地域へ主体的に関わり、自ら行動できる人づくりに向け、子どもを中心にあらゆる世代や地域へ環境学習を波及させる取組を進めます。

② みどりの都市環境づくり

- 総合的な自然環境・景観の保全と緑化を推進します。
- 人工林の整備や里山林の整備など計画的な森林整備を進めます。
- 五月山緑地を含む池田駅周辺を緑化重点地区と定め、五月山緑地などの公園緑地、街路樹、都市型水害への備えとしての雨水貯留・浸透施設の整備や民有地緑化などを計画に位置づけ、官民連携によりグリーンインフラ整備を推進します。
- 生物環境に関する実態調査を継続的に行いながら、生物の生息する豊かな環境を保全し、人々と多様な生物種が共生・共存できる環境整備に努めるとともに、協働の取組のもとで、市内の自然環境や生物多様性について市民が学習できる機会をつくります。

③ 脱炭素・循環型社会の推進

- 2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向け、環境にやさしい設備の設置及び購入費用に対して補助・助成を行うほか、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を積極的に実施し、再生可能エネルギー由来の電力の使用についても検討します。
- ごみの発生抑制と減量化、リユースと再資源化のさらなる普及啓発と推進を図るとともに、ごみの効果的かつ効率的な収集・処理体制を整備します。
- 3R推進センター^{※4}においては、施設の認知度の向上や地球温暖化防止・資源循環など環境に関する普及啓発のためのイベントなどを開催します。
- ごみ処理施設の効率的な維持管理に努めるとともに、関係機関との連携のもと、限りある最終処分場を長期的に活用するため、効率的なごみの中間処理を検討します。

市民の取組

- 講座やイベントなどの環境学習の機会に参加し、学んだことの実践や周りの人への普及に取り組む。
- 地域緑化の活動に参加する。
- 日常生活における省エネルギーの実践や再生可能エネルギー設備の導入に取り組む。
- ごみの分別によるリサイクルの推進に努める。
- 食品ロスの削減や、集団回収への参加などを通じて3Rに取り組む。



(1) 価値を高め発信するまちづくり

2

地域特性をいかしたまちづくり

めざす姿

まちなかと細河地域が響き合い、住む人・訪れる人など誰もがその人らしく輝いて、本市の魅力がたくさんの人の心をつかんでいる。

現状と課題

① まちなかの魅力づくり

- 池田駅周辺及び石橋阪大前駅周辺の2地区において、地域拠点整備や街路の修景等を進め、コンパクトシティ^{※1}の推進や駅周辺のにぎわい創出などを図ってきました。駅周辺等のエリア価値向上や新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした変化・多様化するニーズへ対応するため、ゆとりある交流・滞在空間の形成とともに、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりが求められています。
- 池田駅周辺ではマンション建設が進み、人口の増加・集約が見られる一方で、商店街などの商業機能の低下や市街地からの五月山の眺望阻害などの問題も顕在化しています。

② 細河地域の活性化

- 細河地域では、植木産業の需要の減少や後継者不足に伴って遊休農地が増加し、資材置場などの乱立が地域の景観・環境に悪影響を与えており、これらが地域活力の低下に結びつくといった負のスパイラルが生じていますが、この地域の田園環境は、都市近郊にありながら自然に触れることができる貴重な空間であり、将来にわたって維持し、いかにしながら地域活性化につなげていくことが求められています。



※1 コンパクトシティ 都市的土地利用の郊外への拡大の抑制と中心市街地の活性化が図られ、行政、医療、福祉、商業などの生活に必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市のこと。

※2 エリアプラットフォーム 行政をはじめ、まちづくり及び地域課題解決に関心がある企業、団体、住民、地権者、就業者などが集まって、まちの将来像を議論し、その実現に向けた取組について協議、調整を行うための場のこと。

※3 ウォーカブル 車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上、すなわち「居心地が良く歩きたくなる」まちなかをめざす取組のこと。

※4 市街化調整区域 都市において無秩序な市街化を抑制するため、都市計画法に基づき定められる、自然環境の保全などを図るべきとされる区域のこと。

取組の方針

① まちなかの魅力づくり

- 池田駅周辺エリアにおいて官民連携のエリアプラットフォーム^{※2}を構築し、まちなかウォーカブル^{※3}の推進やエリア価値向上による多様な人材の集積や投資を惹きつけるまちづくりをめざし、イベントなどの社会実験も踏まえたソフト事業と使う側の視点に立ったハード整備を展開します。
- 市民のまちに対する愛着の醸成とともに、「関係人口」や「活動人口」の増加のほか、エリア価値の向上などにつなげるため、池田駅周辺での官民連携による取組などを参考事例として、石橋阪大前駅周辺等その他の地域におけるまちづくり活動を支援します。
- 本市のシンボルである五月山の市街地からの眺望の保全や地域特性や歴史文化をいかした良好な景観形成と保全に向け、市独自の景観計画の策定に取り組むとともに啓発活動などを行います。

② 細河地域の活性化

- 市街化調整区域^{※4}として保たれている景観や環境の維持保全と、新たな活用による地域活性化に向け、農園芸の振興策と官民連携による地域拠点づくりを検討するとともに、資材置場などの乱立抑制や田園環境と調和した生活環境、地域コミュニティの維持・形成に向けたまちづくりに対する支援に努めます。

市民の取組

- 地域で開催されるワークショップやイベントなどのまちづくり活動に参加する。
- 良好な生活環境や地域コミュニティが維持・形成されるよう、地域主体のまちづくり活動や地域独自のルールづくりを進める。
- 地域の景観に関心をもち、景観スポットの発掘や情報発信、景観に配慮した活動を進める。



(1) 価値を高め発信するまちづくり

3 都市活力の維持と活性化



めざす姿

市内の特色ある多様な産業が受け継がれるとともに、新たな価値を創出しながら、地域に活力をみなぎらせている。

現状と課題

① 農園芸の振興

- 細河地域の植木産業や市街化区域の野菜栽培において、経営者の高齢化や農地の減少などによって生産量・出荷量がともに減少し、農家の安定的な収入の確保が難しい状況にあります。将来的には後継者不足が一段と深刻化すると同時に遊休農地の増加が懸念されています。
- 食の安全・安心への関心が高まっているなか、地産地消へ向けた取組を進める必要があります。

② 商工業の振興

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市内の経済活動は落ち込み、経営ひっ迫の状況を耐えしのいでいる現状です。コロナ禍で通信販売の利用が加速する一方で、実店舗である商店街や個店に求められる魅力や役割について再構築していく必要があります。
- 商店街は単なる購買の場ではなく、他者とのふれあいや交流の場としても必要とされています。また、コミュニティ形成の機能にも注目し、商店街の存続を支援していくことが必要です。
- 自動車製造業、電子機器部品製造業などの企業や国の先端研究機関である産業技術総合研究所が本市の工業を支える一方、小規模事業所が事業所全体の約7割を占め、工場も散在しています。
- 市内事業者が経営継続のための有効な情報を的確に取得できるよう、商工業団体との連携強化が課題となっています。

③ 勤労福祉の充実

- 雇用情勢は厳しい状況にあり、とりわけ障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭の親、就職氷河期世代を含む就労経験の少ない若者などの就労が困難な状況にあります。
- サービス残業や不当解雇など、労働者の権利侵害が問題となっています。

④ 消費生活の充実

- 消費者を取り巻く環境は、スマートフォンやインターネットの普及に伴って変化し、インターネットやSNSを介した消費者トラブルが増加し、悪徳業者の手法も



※1 農福連携 障がい者などが農業分野で活躍することを通じ、自信、いきがいをもち社会参画を実現していく取組のこと。障がい者などの就労、いきがいがづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足、高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。

※2 スマート農業 ロボット技術、ICT技術を活用して、省力化、精密化、高品質生産などを実現する新たな農業のこと。

※3 大阪エコ農産物 農業、化学肥料の使用量が基準の半以下で栽培された農産物であるとして、大阪府が認証したもののこと。

※4 大阪版認定農業者 国の認定農業者に加え、小規模であっても地産地消に取り組む農業者を育成、支援するため、大阪府が認定したもののこと。

- 複雑・多様化しています。
- 高齢化が進むなか、詐欺によるトラブルなどが増加しています。

取組の方針

① 農園芸の振興

- 細河地域の農園芸振興に向けて、植木産業や農業、農空間の保全、育成、活用に向けた方針を示し、農福連携^{※1}事業の仕組みの検討やスマート農業^{※2}の普及に努めるとともに、遊休農地の積極的な活用促進や新たな雇用の創出により、農園芸を軸とした地域振興を図ります。
- 都市近郊という立地の良さをいかして、安全・安心かつ良質で市場性の高い減農薬などの農法で栽培された大阪エコ農産物^{※3}の認証を受けた地元野菜をPRするなど、地産地消を推進するとともに、市街地のみどりとして農地を保全します。
- 大阪版認定農業者^{※4}の認定促進、農業経営計画に係る支援、機械化・ICT化や生産方式・経営管理の合理化など、農業の経営改善と収入の安定化を促進するとともに、就農希望者に対する説明会・講習会の情報提供などにより、後継者や新規就農者の確保・育成を支援します。

② 商工業の振興

- コロナ禍からの回復や新しい生活様式に即した産業活動を支援し、商工業の維持・成長の支援や起業の促進に取り組むなど地域経済の活性化を進めます。
- 実店舗でしか体験できない付加価値を創り出す地元商店の魅力づくりや商店街の存続、そして市内商業の再構築に向けた取組に対する側面的支援を行います。
- 先進性や独自性のある企業を育成するほか、いけだピアまるセンター^{※5}の企業育成室及びコワーキングスペース^{※6}を活用し、創業の支援と他業種交流の促進を図ります。
- 生産施設の高度化と健全経営の支援、また、中小企業を担う人材育成などのため、各種講座や融資制度の充実と情報提供によって制度活用を促進します。

③ 勤労福祉の充実

- ハローワークやとよの地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、就業機会の増加と雇用の促進及び安定を図るとともに、就労情報の提供や就労支援を行います。
- しごと相談・支援センターにおける就労支援及び労働相談を充実させ、労働者の権利を擁護します。

④ 消費生活の充実

- 消費者被害の未然防止や拡大防止のため、地域団体と連携した出前講座などによる啓発を行うとともに、専門相談員の研修会や事例研究会などへの参加の機会を増やすことで、相談への対応力の向上を図ります。

市民の取組

- 地元産の野菜を購入し、地産地消を推進する。
- 伝統の植木産業についての知識を深める。
- 地域の商店や駅前商店街を利用する。
- 障がい者、高齢者、ひとり親家庭の親などの様々な立場で働く人々に対する理解を深める。
- 消費生活に関する講座などに参加し、消費者問題の被害者にならないための知識を身に付ける。

※5 いけだピアまるセンター 創業間もない又は新事業を起こそうとする中小企業、起業家をめざす方々を支援するための本市の施設のこと。1Fでコワーキングスペースを、2Fで企業育成室を貸出している。

※6 コワーキングスペース フリーランス、起業家、在宅で勤務している会社員など、場所に縛られない働き方をしている人たちが利用する共同オフィスのこと。



(1) 価値を高め発信するまちづくり

4

シティプロモーションの展開

4 観光振興策を
みごとに

6 多様な文化・
伝統を継承し

7 コミュニティを
元気にする

8 観光客が
楽しめる

9 観光と地域振興の
両立を図る

10 観光客が
楽しめる

11 観光客が
楽しめる

12 観光客が
楽しめる

15 観光客が
楽しめる

16 観光客が
楽しめる

17 観光客が
楽しめる

めざす姿

本市の住みよさや五月山をはじめとする豊かな自然、多様な文化や伝統、そして交通の利便性の高さなどの魅力が広く発信され、市民生活の満足度の向上やまちづくりに関わる人々の増加につながっている。

現状と課題

① いけだの魅力発信とファンの創出

- 本市は、高速道路網や鉄道、大阪国際空港など交通アクセスに恵まれており、五月山や猪名川をはじめとする豊かな自然や歴史民俗資料館、落語みゅーじあむ、逸翁美術館、小林一三記念館、カップヌードルミュージアム 大阪池田、ヒューモビリティワールドなど、様々な文化施設、また、池田城跡公園、久安寺などの史跡といった多くの観光資源があります。このような観光資源の集客力をいかした市内全域の回遊の促進や本市のファンになってもらうための仕掛けづくりとともに、これらの魅力の効果的な発信が必要です。
- 農業・自然体験など、多様な体験型コンテンツを有する事業所が複数ありますが、市外に効果的に情報を発信できていません。
- 代表的な伝統行事である「がんがら火祭り」や地域に根差した「池田市民カーニバル」をいかした集客やまちの活性化が求められています。
- 広報誌やホームページをはじめ、SNSなど各種情報媒体を通じ、自然、観光、歴史などの魅力や市政情報を積極的に提供していますが、SNSの一層の活用をはじめ、各種情報媒体の特性をいかした情報発信、とりわけ、年代や目的などターゲットのニーズに即した情報発信がより必要とされています。



② 観光の推進とイベントなどの促進

- 地域の魅力を広域的にネットワーク化する広域連携による観光促進も重要であることから、連携を促進するためにも本市の知名度の向上が求められています。

※1 広域観光 複数のエリアにまたがる観光資源をネットワーク化した観光のこと。

※2 フードダイバーシティ 直訳では「食の多様性」を意味し、世界中の宗教などを理由にした食のタブーをもつ人々を理解し、受け入れる環境づくりのこと。

※3 インバウンド 外国人の訪日旅行者のこと。対義語はアウトバウンドで、日本からの海外旅行者のことをいう。

※4 大阪池田ゲストインフォメーション 2018年2月に池田駅構内にて開設した観光案内所のこと。

取組の方針

① いけだの魅力発信とファンの創出

- 広報誌や各種刊行物の継続的な改善に努め、市政情報を積極的かつ効果的に発信します。また、ホームページや各種SNSをそれぞれの特性に応じて積極的に活用し、市政情報や本市の魅力を生市内外に発信するとともに、マスメディアを活用したPRを積極的に行います。
- シティプロモーションの基本となる方向性を定めるとともに、各種媒体のもつ特性を最大限に活用し、子どもや若者、高齢者といった年齢層や外国人、障がい者(児)、子育て世帯などそれぞれの対象者のニーズに合わせた効果的かつ戦略的な情報発信と施策展開を図ります。

② 観光の推進とイベントなどの促進

- 市内を回遊してもらえよう、アプリの活用や近隣市町及び企業との連携を図り、広域観光^{※1}を推進します。
- 市内観光が社会情勢と共に変化する観光トレンドに対応して成長できるよう、情報収集と共に支援を行います。
- 池田市観光協会ホームページの多言語表記や他の自治体においてほとんど先例がない取組としてのフードダイバーシティ^{※2}の推進により、インバウンド^{※3}の誘致を図ります。
- 池田市観光協会との連携を深めながら、様々な企画やイベントを行い観光の促進を図ります。
- 池田市観光案内所や大阪池田ゲストインフォメーション^{※4}、そしてホームページや各種SNSなどを活用し、観光情報の発信の強化を図ります。
- 「がんがら火祭り」などの伝統行事や「池田市民カーニバル」などの地域の活性化に寄与するイベントの開催を支援します。
- 大阪都心や大阪国際空港によってつながる他都市との近接性・利便性をいかし、さらに世界的企業家等の起業家精神の醸成を図りながら、市内で様々な観光コンテンツを体験できる都市型ワーケーション^{※5}の展開を進めます。
- 近隣市町と連携しながら、空港機能を活用したまちづくりを推進します。

市民の取組

- イベントや行事などに参加し、地域の交流や活性化を図る。
- 観光ボランティアガイドなどに参加し、観光客のおもてなしや本市の魅力の発信を行う。
- SNSなどで本市の市政情報や魅力を他の人に広める。

※5 都市型ワーケーション 「ワーケーション」は、仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた欧米発の造語であり、テレワークなどを活用し、普段の職場、居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うこと。「都市型ワーケーション」は、距離的には都市部に近いエリアで、いつもの勤務環境とは違う環境で働く働き方のこと。

2



施策の柱

子どもと大人の未来を 育てるまちづくり

柱を構成する施策

- 1. 子ども・子育て支援の充実 …………… 36
- 2. 学校教育の充実 …………… 38
- 3. 生涯学習の推進と郷土愛の醸成 …………… 40
- 4. 文化・芸術・スポーツ活動の推進 …………… 42

～施策を考えるおもな背景～

安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、子ども・子育て支援サービスの提供や「教育日本一」をめざす特色ある教育に取り組んでおり、今後より一層の充実が期待されています。

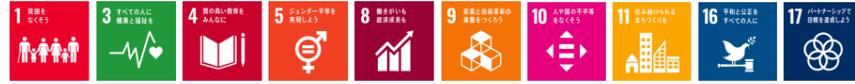
また、「人生100年時代^{※1}」を迎えるとともに、人々の生活や価値観の多様化が進むなか、生涯にわたって学び続けられる機会やスポーツ活動を楽しめる場が必要となっています。

※1 人生100年時代 リンダ・グラットン著「ライフシフト」がきっかけとなり広まった言葉。日本は健康寿命が世界一の「超長寿社会」を迎えており、多様な「人生の再設計」の在り方、教育、雇用制度、社会保障などの制度構築などが課題となっている。



(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり

1 子ども・子育て支援の充実



めざす姿

すべての子どもが健やかに、その子らしくいきいきと育ち、子育てする人は安心して子どもを産み育てられる環境で子育てを楽しみ、地域みんなが子どもが育つよろこびを感じている。

現状と課題

① 妊娠期からの子育て支援体制の充実

- 家族や地域内での子育ての知識・経験の共有が難しく、周囲に手助けが求めにくい状況があり、子育ての孤立を防ぐことが求められています。
- 産前産後の母親や乳児等の交流の機会の拡充が求められています。

② 療育・発達支援の充実

- 一人ひとりのニーズに合った支援、それぞれのライフステージに応じた支援を行い、その人らしい自立した生活の充実を図ることが求められています。
- 重症心身障がい児^{※1}や医療的ケア児^{※2}について、身近な地域で通える親子通園の場が求められています。

③ 子どもを守り、子育てを支える環境づくり

- 児童家庭相談件数の増加や支援対象世帯の多様化する課題に対応した体制整備が課題となっています。
- 18歳までの子どもやひとり親家庭の医療費を助成しています。
- 経済状況が不安定で支援を必要とする世帯に、適切な支援を届けるための入口が課題となっています。
- 子どもの居場所づくりに係るこども食堂^{※3}への支援を行うなど、子どもの貧困対策に資する取組を実施しています。

④ 就学前教育・保育、放課後児童対策の充実

- 池田市内就学前教育について、幼児教育サポートチーム^{※4}による乳幼児施設への訪問や研修会開催、小学校との円滑な接続の推進を図っています。訪問回数や研修内容の充実などさらなる取組の推進が課題となっています。
- 働き方の多様化や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育施設入所を希望する世帯が増加しています。これに伴って就学児童の保育需要も増加しており、それぞれの受け皿の確保が課題となっています。



※1 重症心身障がい児 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している子どものこと。

※2 医療的ケア児 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である子どものこと。

※3 こども食堂 子どもの居場所づくりを目的に、低料金による食事の提供を通して、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域の人とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身につけることができる施設として開設されるものこと。

取組の方針

① 妊娠期からの子育て支援体制の充実

- 子育て世帯、とりわけ母子が孤立しないよう、妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援の充実を図るとともに、産前産後の母親の心身の健康の保持増進に努めます。
- 父親の子育て参加の機会や子育て仲間と交流できる場の提供に努めるとともに、子育ての関係機関との連携などを通じて、地域子育て支援の推進とネットワーク構築を図ります。

② 療育・発達支援の充実

- 発達に支援が必要な子どもに対し、青年期に至るまで一貫した支援を行うためのシステムを構築し、各関係機関との連携のもとで、「いけだつながりシートIkeda_s^{※5}」の利活用を推進し、専門職による療育・支援を行います。
- 児童発達支援センターにおいて、重症心身障がい児・医療的ケア児の受け入れをさらに進めます。また、児童発達支援センターを中核とした地域支援を行うことにより、療育・発達支援の充実を図ります。

③ 子どもを守り、子育てを支える環境づくり

- 児童虐待に対応する専門職や職員の体制強化を進め、多様な機関との連携のもと、子どもの命を守ることを第一に虐待の早期発見・早期対応と発生予防施策に努めます。
- 18歳までの子どもとひとり親家庭の保険診療に係る医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の医療費負担の軽減と、子どもの健全な育成と健康保持に努めます。
- ひとり親家庭の相談・情報提供機能の充実に努め、制度の周知と利用促進を図ります。
- 成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、経済的困窮を背景とした、教育や体験の機会喪失や地域社会からの孤立を招くことのないよう、支援が必要な子どもに適切な支援が届くよう子どもの貧困対策の取組を推進します。
- 子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、子ども一人ひとりの現在及び将来を見据えた対策を講じます。

④ 就学前教育・保育、放課後児童対策の充実

- 就学前教育を推進するため、幼児教育サポートチームによる乳幼児施設への支援体制のさらなる充実を図ります。また、市内小・義務教育学校との連携を推進し、子どもがスムーズに小学校生活へと移行できるよう支援します。
- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備、放課後児童対策の拡充を図ります。
- 保育従事者の確保と適切な育成支援の提供に向けた研修の充実や巡回指導により、保育の質の向上に努めます。

市民の取組

- かかりつけ医をもち、気になることは相談する。
- 地域で子育てを応援し、次代の親となる子どもの健やかな育ちを見守る。

※4 幼児教育サポートチーム 本市の乳幼児保育・教育の充実のため、2018年度に教育委員会内に設置された組織のこと。幼稚園管理職経験者などからなる幼児教育サポーターが、市内の公立、私立の就学前教育・保育施設を訪問し、実態の把握や助言、研修の実施などを行っている。

※5 いけだつながりシートIkeda_s 全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として使える、成長及び発達の記録ファイルのこと。フェイスシート(受診医療機関等の基本情報を記録)と現在の様子(運動、学習、就労準備など、成長及び発達による変化を記録)の二部構成となっている。



(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり

2 学校教育の充実



めざす姿

小中一貫の教育システム・教育内容が充実しており、地域に見守られた安全・快適な学校で、児童・生徒が自らの個性や能力を伸ばし、可能性を広げながら成長している。

現状と課題

①教育内容の充実

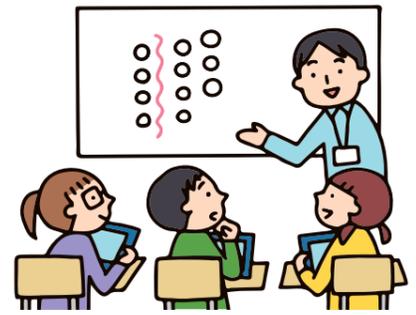
- 子ども同士のコミュニケーションが不足し、多様な体験を積み重ねる機会が減少しています。新学習指導要領においても、個別最適な学びと協働的な学びが求められています。
- ICT機器を効果的に活用した授業研究を行うとともに、「確かな学力」の定着を図るため、教員のさらなる「授業力」の向上が求められています。
- 支援を要する子どもや外国にルーツをもつ子どもが増加しています。
- 社会環境や生活様式の急激な変化により、心の健康、生活習慣病、アレルギー疾患や感染症などの健康問題が深刻化するなか、健康に留意した教育の一層の充実が求められています。

②教育環境の充実

- 学校校舎及び屋内運動場の耐震化については完了しましたが、施設の老朽化が進んでいるため長寿命化計画の方針に基づく施設更新など、必要な部分については、財政状況を考慮しつつ計画的に実施していく必要があります。
- 教職員の継続的な新規採用と適正配置を計画的に実施していく必要があります。

③学校教育を支える地域づくり

- 学校運営協議会の設置が努力義務となっているなか、本市では現在、ほそごう学園に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクール^{※1}として運営しています。今後、どのように拡大していくのかを検討する必要があります。
- 学校・行政・家庭・地域・企業などの複数の主体が連携し、多様な学習機会を提供することが求められています。



※1 コミュニティスクール 学校運営協議会制度のこと。学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進めていくことを目的とする。

※2 スクールカウンセラー 児童生徒に対する相談、保護者及び教職員に対する相談、教職員などへの研修、事件及び事故などの緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを担う専門職員のこと。

※3 スクールソーシャルワーカー 問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を担う専門職員のこと。

取組の方針

①教育内容の充実

- 全学校園による9年間を見通した教育課程の在り方や学習指導について、児童・生徒の発達段階を考慮した教育課程の編成・充実を図ります。また、不登校児童生徒への対応とともに、いじめや虐待の事案などについても適切に対応できるよう、スクールカウンセラー^{※2}やスクールソーシャルワーカー^{※3}などの専門家による支援を進めます。
- 自ら学ぶ意欲を高め、目標を達成するための行動選択や意思決定できる態度やライフスキルを育成するとともに、課題解決的な学習や体験的な学習の充実を図るほか、ICTを活用した授業の指導方法や指導体制の改善によって「個に応じた指導の充実」を図ります。
- 教育活動全体を通して、健康や文化といった視点をいかした食育の充実を図ります。
- 災害や交通安全などに関して、家庭、地域そして関係機関などとの連携のもと取組を進めます。
- これまでに取り組んできた英語教育の実績を踏まえ、グローバル社会に対応できる国際感覚や豊かな表現力の育成を図ります。
- インクルーシブ教育^{※4}の理念を踏まえた特別支援教育^{※5}の充実や日本語指導、キャリア教育^{※6}及び相談支援の充実を図ります。

②教育環境の充実

- 学校施設等の長寿命化の方針に基づき、計画的な改修による安全・安心かつ多様な教育ニーズに対応した学校施設の実現を図ります。
- ICT環境の充実をはじめ、教職員の資質向上や業務改善をサポートする環境づくりを推進します。
- 教職員の継続的な採用を計画するとともに、学び続ける教職員を育成するために、教員養成セミナーの開講や様々な課題に対応する力を身につける各種研修を開催します。
- 学校の安全設備の設置や整備など、学校の実情に応じた学校安全体制を推進するとともに、児童・生徒自らが安全に行動できる力を育成する安全教育を推進します。

③学校教育を支える地域づくり

- ほそごう学園で設置している学校運営協議会を他の学校園にも拡大し、地域と共にある学校として教育活動を進めていけるよう、協議会からの助言をいかした学校園づくりを行います。

市民の取組

- 地域の見守り活動や放課後・土曜学習などに取り組む。
- 一人ひとりの児童・生徒を地域で支え、子どもとのつながりを大切にする。
- 家庭・学校・地域が一体となって、学校教育を支援する活動に参画する。

※4 インクルーシブ教育 人間の多様性の尊重などの強化や、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において小・中学校での教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。

※5 特別支援教育 対象となる児童・生徒の自立や社会参加に向けて、個々の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を行うこと。これまでの特殊教育の対象となる障がいに加えて、知的な遅れのない発達障がいも含む。

※6 キャリア教育 一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力、態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。



(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり

3

生涯学習の推進と郷土愛の醸成

3 生涯学習の推進

4 郷土愛の醸成

9 生涯学習の推進

11 生涯学習の推進

12 生涯学習の推進

15 生涯学習の推進

17 生涯学習の推進

めざす姿

市民が生涯を通じて主体的に学び、その成果を地域での活動にいかすことで、「学びと活動の好循環」が生まれるとともに、郷土の歴史・文化への理解を深めることにより、それらを自らの手で守り伝える意識が市民一人ひとりに芽生えている。

現状と課題

① 社会教育^{※1}の振興

- 「人生100年時代」を迎え、人々の生き方がより多様化していくなかで、生涯にわたって学び続けられる環境づくりが求められています。
- 中央公民館では、主催講座をはじめ、各機関との連携講座を実施して、市民の生涯学習機会の充実を図っています。
- 図書館に求められるサービスは多様化しており、課題解決に役立つ資料・情報の提供や市民交流の場としての役割が期待されています。
- 児童館、水月児童文化センター、そして五月山児童文化センターは、特に青少年の健全な自発活動の促進を図るための施設として、指定管理者^{※2}により民間のノウハウをいかした様々な事業が展開されています。一方で、各施設は老朽化が著しく、社会情勢の変化に合わせた大幅な更新をする必要があります。

② 歴史文化遺産の保存・活用

- 貴重な文化財や伝統行事などの歴史文化遺産が数多く残されており、それらをいかした文化活動や継承活動が行われています。こうした活動をさらに継続・発展させるとともに、市民が心豊かな生活を送るための精神的なよりどころとなる歴史文化遺産を将来にわたって守り伝えていくためには、地域の人々が自らその保存・活用に積極的に寄与することが求められています。
- 人々の生活のなかで積み重ねられてきた歴史文化遺産の継承に努めるとともに、それらに対する市民の理解と郷土への愛着を深めるため、歴史編さんや歴史民俗資料館における展示・普及活動を行っています。多様な市民の学習や文化活動、相互交流を今後さらに促進するために、施設や展示の機能を時代の変化に応じた形に更新する必要があります。

※1 **社会教育** 学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年、成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)のこと。

※2 **指定管理者** 指定管理者制度に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のこと。地方公共団体の出資法人、民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定される。

※3 **社会教育施設** 公民館、図書館、博物館その他社会教育の奨励を目的として設置される施設のこと。

取組の方針

① 社会教育の振興

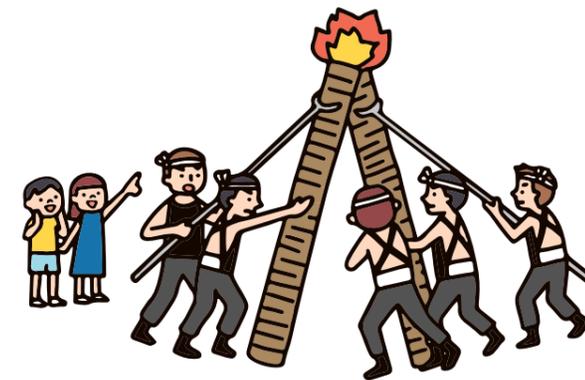
- 大学などの教育・研究機関やNPOなどの民間団体と連携することで、多様化・高度化する社会や市民のニーズに対応した講座や事業を実施するなど、市民の学習機会のさらなる拡充を図ります。
- 公民館を生涯学習や市民交流、そして市民参画を推進する拠点施設と位置づけ、市民のニーズや生活環境の変化に即した講座や講演会を通じて、市民への情報発信などを積極的に行います。また、美術展を継続的に開催し、市民の創作意欲と作品鑑賞を通して文化意識の高揚を図ります。
- デジタル資料を利活用した図書館機能の充実を図り、高度化する情報社会に対応できる図書館サービスを提供するとともに、池田地域と石橋地域の図書館が連携し、地域住民に役立つ情報の発信や市民が交流できる図書館づくりに取り組みます。
- 学習活動や市民交流の拠点となる社会教育施設^{※3}の在り方の検討を進めるとともに、市民が学習の成果を地域社会に還元することで、持続可能な地域づくりにつながるよう支援します。

② 歴史文化遺産の保存・活用

- 本市の貴重な歴史文化遺産を保存・継承し、それらの価値を広く市民に周知することを通じて、ふるさとに対する理解を深められるよう、周知方法の拡充や歴史民俗資料館の機能更新を図ります。
- 大学などの教育・研究機関と連携しつつ、様々な形で市民が自らの地域の歴史・文化に触れる機会を提供することで、地域資源の保存・活用に対する意識向上と文化の継承への主体的な参画を促進します。

市民の取組

- 各種講座や地域活動などへの参加を通して、人と人とのつながりや生涯学び続ける姿勢を大切にする。
- 地域の歴史文化遺産を知り、守り伝え、発信することを通して、次の世代に継承する。





(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり

4

文化・芸術・スポーツ活動の推進



めざす姿

市民による様々な文化・芸術・スポーツ活動が本市の新たな魅力や活動を生み出し、それらを通して地域や世代を越えた幅広い交流が生まれている。

現状と課題

①文化・芸術活動の促進

- 歴史と伝統で培われた本市特有の文化を継承するとともに、新たな創造・発展が求められています。
- 各種団体により多数の文化イベントが開催され、市民文化会館をはじめとする文化施設では市民による文化活動が盛んに行われています。
- 本市には歴史ある文化関係団体が多数存在しますが、ライフスタイルや社会構造の変化から、構成員の高齢化や減少、そして活動内容の固定化が見られます。地域で文化活動を担う人材の育成や多様な市民のニーズに即して事業を展開していくことが求められています。

②スポーツの振興

- 誰もが様々な立場でスポーツと関わる事ができる生涯スポーツを推進しており、地域主体で様々なスポーツ・レクリエーション活動が行われて、多世代にわたる人々の交流の場となっています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機として、若者を中心にニュースポーツ^{※1}やパラスポーツへのニーズ・関心が高まっているものの、現状では、組織化された団体が存在せず、日常的にプレーできる場所や機会も乏しい状況です。

※1 ニュースポーツ オリンピック競技に新たに採用されたスケートボード、3×3バスケットボールなどのアーバンスポーツを含めた、誰でも気軽にすぐに楽しめることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツのこと。

取組の方針

①文化・芸術活動の促進

- 市民の文化活動を支援するとともに、文化やスポーツの分野で功績のあった市民へ奨励金を交付します。
- 一般財団法人いけだ市民文化振興財団などの関係機関と連携し、より多くの市民が参加できる形で文化・芸術活動が継続的に行われるよう、関係団体への助言や活動を担う人材の育成に努めます。
- 文化施設を活用して様々な文化事業を実施することで、市民が活動の成果を発表できる場を設けるとともに、人々が文化・芸術に触れることができる機会を提供します。

②スポーツの振興

- 誰でも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション事業を開催するなど、生涯スポーツを通して市民の健康づくりやいきがづくりを推進します。
- スポーツ施設の整備や維持を図るとともに、様々なスポーツに日常的に親しめる環境づくりや新たな指導者の発掘に努めます。

市民の取組

- 様々な文化・スポーツ活動への参加を通じて、幅広い人々と交流を深め、地域活性化に貢献する。
- 参加する文化・スポーツ活動やその成果について広く情報発信する。



3



施策の柱

いきいきと暮らし 続けられるまちづくり

柱を構成する施策

- 1. 人権と多様性を尊重するまちづくり …… 46
- 2. 高齢福祉の充実 …………… 48
- 3. 障がい福祉の充実 …………… 50
- 4. 保健・医療の充実 …………… 52

～施策を考えるおもな背景～

人の多様性に応えて、また、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、
一人ひとりに丁寧に寄り添う地域社会づくりを進めています。

人口構造の変化が見込まれるなか、公的なサポートが確実に利用できる安心感のある社会とともに、
誰かに生活のしづらさが生じたときには、
お互いに支え合えるまちをつくることが求められています。



(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり

1

人権と多様性を尊重するまちづくり

めざす姿

人権文化の高まりのもと、誰もが住み慣れた地域で心豊かに生活し、地域社会の一員として、その人らしく輝いている。

現状と課題

① 人権文化の醸成

- コミュニケーションツールとしてのSNSの浸透などに伴って差別事象も多様化しており、誰もが被害者にも加害者にもなり得る可能性が拡大しているため、新たな法規制を含めた対応が求められています。

② 男女共同参画の推進

- 社会のあらゆる分野において、依然として男女共同参画は十分ではなく、コロナ禍においては女性の貧困^{※1}やドメスティック・バイオレンス被害の増加という形で、顕著に表れています。この原因となっている固定的な性別役割分担意識や社会の仕組みを解消・改善していくことが求められており、女性に対して意思決定過程への積極的な参画を促すエンパワーメント^{※2}や政策決定過程への女性の積極登用といったポジティブアクション^{※3}を進めていく必要があります。

③ 多文化共生社会^{※4}づくり

- 国籍や文化的背景などにかかわらず、すべての市民が社会の対等な構成員として共に暮らすダイバーシティ社会^{※5}の形成が進むなか、本市の外国人市民の人口も増加しています。外国人市民の生活上のサポートや地域市民との交流、相互理解のための取組が求められています。

④ 包括的な支援体制の構築

- 複合的・複雑で対応が困難なケースも増加していることに加えて、経済的な困窮や社会的孤立が急増しており、多機関が連携した包括的な支援が必要となっています。また、社会から孤立した人や支援を拒否する人へのアプローチが課題となっています。
- 全国的な自殺者数の増加を受けて、地域活動支援センターと協力して自殺防止・予防のための啓発などを行っています。自殺の原因は多様であることから、多機関が連携した包括的な支援体制の構築が求められています。また、市民の誰もが自殺対策に関する正しい知識やその重要性を理解し、自殺防止の適切な対応ができるよう、情報提供や啓発を進めることが求められています。

※1 女性の貧困 出産、育児のため非正規労働者になりやすいこと、配偶者などから暴力的な支配構造におかれやすいことなどから、男性よりも女性の方が貧困に陥りやすい社会的状況のこと。

※2 エンパワーメント 個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術、能力を引き出し、高めること。

※3 ポジティブアクション 過去における社会的、構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている人々に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のこと。

※4 多文化共生社会 国籍、民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

取組の方針

① 人権文化の醸成

- 性についての正しい知識について継続的な広報・教育・啓発活動を行います。
- 講演会や講座、啓発冊子の配布とあわせて、インターネットなどの多様なツールを活用した啓発を充実させます。
- 人権擁護推進協議会や企業人権啓発推進員協議会などの関連機関や人権擁護委員との連携を図り、啓発や人権相談の充実に取り組みます。

② 男女共同参画の推進

- 企業や官公庁における、管理職や政策決定の場への女性の積極登用を推進します。
- 配偶者などからの暴力の防止と被害者保護のための施策の強化を図ります。
- 主に女性に関わる相談事業を実施するとともに、性別などを問わない相談事業も含めたマイノリティへのサポートの推進を図ります。

③ 多文化共生社会づくり

- 地域で共に暮らす外国人市民が安心して快適に生活できるよう、多言語による相談や日本語教室の実施などの支援を行うとともに、外国人市民と地域の市民が交流できる場所をつくり、相互理解の促進に努めます。また、多文化共生に取り組む団体や外国人市民と地域の市民との協働による事業を支援します。
- 国際的な視野を広げ、関心を高めるため、姉妹都市ローンセストン市(オーストラリア)、友好都市蘇州市(中国)との交流を継続するほか、国際協力について市民に学ぶ機会を提供します。

④ 包括的な支援体制の構築

- 地域における生活課題に関する相談を、多機関の協働のもとで包括的に受け止め、支援する体制を整備します。
- 生活困窮者と生活保護受給者の個々の生活状況等を把握し、経済的自立に向けた支援や子どもの就学支援などを切れ目なく一体的に行います。
- 自殺対策に関する理解を広げるため、広報誌やホームページなどのメディアを活用した啓発活動を行うとともに、自殺対策を支える人材やゲートキーパーを養成します。



市民の取組

- 人権に関する講演会やイベントに参加する。
- 地域による支え合いの取組に参加する。
- 外国人市民と日本人市民との交流会に参加する。
- 自殺対策を支える人材やゲートキーパーの養成の取組に参加する。

※5 ダイバーシティ社会 多様な背景をもった人々や価値観を包含し、受容する社会のこと。



(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり

2 高齢福祉の充実



めざす姿

いくつになっても住み慣れた地域でいきいきと活動でき、介護等が必要になったときには、包括的・継続的な支援体制がつくる安心のもとでサービスを利用し、自分らしい生活を継続できる。

現状と課題

① 元気高齢者の応援

- 生活習慣病や認知症等の発症・重症化を予防する取組と生活機能の低下を防止するための取組を一体的に実施する必要があります。
- 高齢者のフレイル^{※1}状態の予防が課題となっています。
- 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には、高齢者数は33,000人を超え高齢化率は36.1%になると推計されています。高齢者向けの介護予防教室などを実施していますが、身近な場所で身近な人とのつながり・交流をもてるような地域としての自主的な活動の促進が課題となっています。

② 地域包括ケアシステム^{※2}の充実

- 地域の困り事について、適切なサービスや機関へつながる仕組みの構築を進めている一方で、地域包括支援センター^{※3}への相談件数の増加、支援の長期化などにより、きめ細かな支援の維持・継続が課題となっています。
- 「老老介護」や「認認介護」の増加のほか、介護離職の増加も見込まれており、その対応が求められています。
- 医療と介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に受けることができる体制づくりの重要性が高まっています。

③ 介護保険制度の適正運用

- 住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の実情や高齢者のニーズに応じたサービス提供基盤の充実に努めています。
- サービス提供事業者に対する指導・監督などを必要に応じて実施しています。
- サービスの質を維持・向上させるためにはサービス従事者の確保も重要です。

④ 認知症対策の充実

- 認知症の人やその家族が地域の住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けるため



※1 **フレイル** 要介護状態に至る前段階として位置付けられ、身体的、精神的、心理的、社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障がい、死亡を含む健康障がいを引きやすいハイリスク状態のこと。

※2 **地域包括ケアシステム** 高齢者の尊厳の保持、自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、地域の包括的な支援、サービス提供体制のこと。

- に、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進に向けた啓発が重要です。
- 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安全に暮らし続けていくための取組が必要です。

取組の方針

① 元気高齢者の応援

- 地域住民の主体的な健康づくりを支援するため、地域の団体や保健・医療・福祉の各関係機関と連携した活動を推進し、生活習慣病や認知症等の発症・重症化を予防し、市民の健康寿命の延伸を図ります。
- 介護予防に関する基本的な知識の普及啓発や運動・栄養・口腔・生活機能全般に関する指導を行います。
- 健康への関心を高めることにより社会参加を促し、地域のつながり・交流を深めます。
- 地域において市民全体の介護予防活動の継続・促進を図るため、地域の介護予防活動に取り組む組織を支援します。

② 地域包括ケアシステムの充実

- 在宅介護を行う家族の負担を軽減するため、各種サービスの利用を促進し、家族介護者のレスパイトケア^{※4}を充実させます。
- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、担当圏域や人員体制、業務内容などを総合的に見直すとともに、包括的支援体制の充実をめざし、医療・介護・福祉の関係機関や団体などとの連携をコーディネートし、ネットワーク機能の拡充を図ります。

③ 介護保険制度の適正運用

- 制度やサービスなどに関する情報提供・相談体制を充実させるとともに、サービスの質の向上に向けて、給付の適正化やサービス提供事業者に対する指導・助言の強化、介護従事者に対する研修の充実などを行います。
- 介護保険給付の適正化を図るため、ケアプラン点検を実施します。

④ 認知症対策の充実

- 認知症とその家族を支える認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 市立池田病院や池田市医師会、かかりつけ医と連携し、認知症の早期発見・早期対応に取り組みます。
- 地域住民の認知症への理解を深めるとともに、認知症高齢者の見守り・支え合い体制を強化し、認知症になっても誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組みます。

市民の取組

- 身近な場所で身近な人との交流をもつことができる地域の活動へ参加する。
- 地域で困っている人がいたら、適切な機関に支援をつなぐ。
- 認知症に対して正しい知識をもち、当事者や家族の状況を理解する。

※3 **地域包括支援センター** 高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、2006年度から新設された拠点のこと。保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメント、権利擁護、総合的な相談及び支援、ケアマネジャーへの支援などを行う。

※4 **レスパイトケア** 短期入所サービス、デイサービスなどを利用することにより、家族介護者を一時的に介護から解放し不安の軽減を図り、心身の疲れを回復させ、リフレッシュするためのケアのこと。



(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり

3

障がい福祉の充実

3 生活支援サービスの充実

4 障がい福祉サービスの充実

8 社会参加の拡大

10 雇用の促進

11 生活支援サービスの充実

16 障がい福祉サービスの充実

17 障がい福祉サービスの充実

めざす姿

障がいに伴う介助や介護等の必要に応じてサービスを利用し、差別やバリア^{※1}のない住み慣れた地域で、自分らしく生活・社会参画ができる。

現状と課題

①生活支援サービスの充実

- 障がい者(児)とその家族が地域社会のなかで、安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービス等の給付を行い、福祉の増進に努めています。また、重度の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者の医療費を助成しています。
- 障がいの重度化や本人・家族の高齢化、親なき後に備える体制づくりが課題となっています。

②社会参加の拡大

- 社会参加などの目的で外出する際に、障がい者が安心して外出できるよう外出支援サービスの充実を行い、障がい者の社会参加の促進に努めています。
- 障がい者の特性や能力に応じて地域社会のなかで役割を担う地域共生社会の実現に向けた取組が必要です。

③雇用の促進

- 障がい者の雇用の促進と働きやすい職場づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、就労支援体制の確立に努めています。
- 障がい者の就労に向けての就労支援施策の充実のために、障がい者の就職や職業能力の習得、向上、就職後の安定就労など、相談支援体制づくりが必要です。

※1 バリア 障がいのある人が社会生活をしていく上での、社会的、制度的、心理的なすべての障壁のこと。これらを取り除くことを「バリアフリー」という。

取組の方針

①生活支援サービスの充実

- 障がい者(児)とその家族が地域社会で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージや障がいの状況、ニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。
- 重度障がい者の健康の保持のため、重度の障がい者と難病患者の保険診療に係る医療費の一部を助成します。

②社会参加の拡大

- 若年層の障がい者の就労の場の確保、就労を継続するためのサポート体制の確立に取り組みます。
- 成人期においても、生活機能の維持・向上を図るためのリハビリテーションを継続し、障がいの重度化を予防することで、地域で自立した生活が送れるよう支援します。
- 障がいへの正しい理解の普及や差別の解消に向けた啓発に取り組みます。

③雇用の促進

- 障がい者就労支援事業所等の受注機会の拡大を図るため、障害者優先調達推進法に基づき、物品等の調達に努めます。
- ハローワークと連携し、障がい者の雇用機会の拡大に努めます。

市民の取組

- 多様な障がいについて理解を深める。
- 障がいのある人もない人もお互いを尊重する。





(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり

4 保健・医療の充実



めざす姿

すべての市民が健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組んでいて、診療所や病院が機能に即して適切に利用され、地域の医療体制が保たれている。

現状と課題

①健康づくりの推進と生活習慣病の予防

- 健康への関心は非常に高いが、運動不足と感じている人が多く、運動習慣のある人は少ない傾向にあります。特に高齢者では、フレイルが問題となっています。市民の健康づくりに対する意識の向上や生活習慣病の予防、さらに地域医療体制の重要性が増しています。
- ライフステージに応じた健康情報の提供方法や情報を取捨選択できるサポートが必要です。
- 各種がん検診受診率は、全国・大阪府平均より低い状況が続いています。

②地域医療体制の充実

- 市立池田病院では、病床利用率が80%を超え、地域の診療所からの紹介率も70%を超えるなど、市域全体で高まる医療ニーズに対して一定の成果をあげていますが、かかりつけ医や近隣病院などのさらなる機能分担及び連携強化を図る必要があります。
- 地域医療構想^{※1}の実現に資するよう「公立・公的医療機関等でなければ担えない機能」の強化・充実が必要となっています。
- 急速な高齢化や生活習慣病の増加、また、少子化における出産や子育て支援など、求められる医療が変化していくなか、必要とする医療サービスが適切に受けられるよう、医療体制の充実が求められています。

③医療保険制度の安定的運営

- 医療費は増加傾向にあるため、医療保険制度の安定的な運営には、さらなる医療費適正化が求められ、予防・健康づくりの取組の着実な推進及び保険料収納率の向上が必要です。
- 国民皆保険を堅持していくため、医療保険制度の一元化が必要です。

④感染症対策の推進

- 感染予防、重症化予防、まん延防止のため、定期予防接種及び新たな感染症に対する臨時の予防接種を速やかに実施することと、その体制づくりが求められています。

※1 地域医療構想 今後の人口減少及び高齢化に伴う医療ニーズの質及び量の変化、労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化、連携を進めていく必要があることから、都道府県において、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量を医療機能ごとに推計して策定されたビジョンのこと。

※2 健康いけだ21 「すべての市民が健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むまち」「生涯にわたり健やかに暮らせるまち」に向けての本市の各種取組を定めた計画のこと。第2次池田市健康増進計画・食育推進計画の通称。

取組の方針

①健康づくりの推進と生活習慣病の予防

- 生活習慣病の発症及び重症化の予防に重点をおいた保健事業の充実を図るとともに、健康の維持管理に対する意識の啓発に努めます。
- 特定健診・特定保健指導、各種がん検診の個別勧奨通知など、受診率向上に向けた取組を行います。
- 「健康いけだ21^{※2}」の周知を図り、健康づくりの意識づけを行います。
- 運動教室や各種がん検診等の情報を、様々な媒体を活用し、効果的に発信します。

②地域医療体制の充実

- 市立池田病院において、救急医療、小児医療及び周産期医療などのいわゆる政策医療が安心して受けられる医療体制、また、求められる医療需要に対応した専門外来機能を充実させます。
- より良い休日診療体制の構築に向けて、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連携の強化に努めます。
- 市域のみならず、豊能二次医療圏^{※3}における各診療所との連携強化に努めます。
- 病院間のさらなる機能分担の進展に努めるとともに、各種専門機能をもつ病院や近隣の高度医療機関との連携強化を図ります。
- 市立池田病院の安定した経営基盤づくりを進めます。

③医療保険制度の安定的運営

- 国民皆保険を安定的に運営していくために、健診結果や医療レセプトのデータ分析による疾病構造や地域の健康課題の把握に努めるとともに、保健事業のさらなる充実により、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。
- 保険料収納率の向上のため、口座振替の促進、コンビニ納付やキャッシュレス決済の拡充に努めるとともに、個々の状況に応じた納付相談の実施、滞納者の実態把握と徴収強化に努めます。

④感染症対策の推進

- 定期予防接種を実施し、予防接種で防ぐことのできる疾病の予防、まん延防止に努めます。
- 予防接種の勧奨通知や近隣市との覚書締結などにより接種率の向上を図ります。
- 保健所と連携して注意喚起を行います。



市民の取組

- 健康を保つために、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに取り組む。
- がん検診や特定健診等を受診し、生活習慣病予防に取り組む。
- かかりつけ医をもち、適切に診療を受ける。

※3 二次医療圏 医療法の規定により、都道府県において地域単位として設定される、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域のこと。大阪府内は8つの医療圏があり、豊能二次医療圏は豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町の4市2町で構成される。



施策の柱

快適さを実感できる 安全・安心なまちづくり

柱を構成する施策

- 1. 「危機への備え」の充実 56
- 2. 快適な住宅・住環境づくり 58
- 3. 道路・公共交通の充実 60
- 4. 上下水道の充実 62

～施策を考えるおもな背景～

大規模な自然災害が頻発しており、
また、今後も南海トラフ地震などによる大きな被害が予測・懸念される状況があります。
このようななか、市民の生活の快適さを守っていくために、
都市基盤と社会システムの両面から安全・安心なまちづくりが必要となっています。



(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり

1 「危機への備え」の充実



めざす姿

「自分たちのまち自分たちで守る」という意識のもと、市民・事業者・行政の協働の体制において、常日頃から災害などへの備えができています。

現状と課題

① 地域の防犯・防災力の向上

- 大阪教育大学附属池田小学校で発生した無差別殺傷事件から20年が経過し、これからも、池田警察署や防犯委員会及び各関係機関と協力関係を築き上げるとともに、安全パトロール、防犯カメラの設置などの継続した対策により、本市の安全・安心を貫く必要があります。
- 過去の災害を教訓に、ハザードマップ^{※1}やマイタイムライン^{※2}などを更新し、市民に分かりやすく周知するとともに、理解を深める必要があります。
- 市民の防災に対する意識が向上し自主防災組織が年々増えているものの、未組織の地域も存在しており、全地域での設置を促進する必要があります。
- 住宅用火災警報器の市内での設置率が2021年4月時点で83%にとどまっています。

② 都市防災機能の充実

- 各地で大規模な災害の発生が懸念されるなか、河川整備や土砂災害対策、耐震対策などのハード整備とともに、避難施設の機能や避難体制などのソフト面の充実も進める必要があります。

③ 消防・救急体制の強化

- 本市の防災拠点となる消防庁舎及び消防団施設の老朽化が進行しています。また、有事に備えるために、消防車両や資機材の更新や保守点検を、適切に進める必要があります。
- 全国的に消防団の加入率が低下するなかで、今後は、定員を満たせない状況が見込まれます。
- 救急需要の増加に伴い、他市からの救急受援件数が増加しています。
- 搬送患者に適切な処置を施せるよう、継続した救急救命士の育成とスキルアップのための教育が必要です。



※1 ハザードマップ 浸水、土砂災害などが発生するおそれの高い区域を着色した地図のこと。市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」意識をもち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認するために使用する。

※2 マイタイムライン 災害発生時に、自分自身、家族のとるべき行動について、「いつ」「誰が」「何を」をあらかじめ時系列で整理した自らの防災計画のこと。

※3 セーフティーキーパー事業 安全パトロール隊の巡回など、小さくとも世界に誇れる安全で安心なまち「インターナショナル・セーフティシティ」を実現するため、池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例に基づき実施する市の事業のこと。

取組の方針

① 地域の防犯・防災力の向上

- 市民や地域団体などと連携し、凶悪犯罪から児童・生徒を守るセーフティーキーパー事業^{※3}の継続などにより、安全で安心なまちづくりを進めます。また、自主防災組織と消防団の連携を図り、地域住民と共に地域全体の防災力を高めます。
- 防災行政無線、緊急速報メール、SNSなどの情報伝達手段により、緊急情報を確実に住民に伝える体制を整えます。また、住民が災害の危険性を事前に把握できるよう、被害想定の見直しなどに応じ、洪水ハザードマップなどを改訂し、周知します。
- 住宅防火対策として、高齢者宅の訪問及び防火指導並びに防火診断を継続して行い、一般家庭に対しても放火への対策などの指導によって防火・防災意識の啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の積極的な設置促進を図ります。

② 都市防災機能の充実

- 庁舎等の管理施設や避難施設の耐震化、老朽化対策や環境整備及び災害時の電源確保等を維持・推進するとともに、災害発生時においても、実効性のある業務継続体制を確保するため、職員に対する教育や訓練などを行い、また、適宜、業務継続計画(BCP)^{※4}や各種マニュアルの見直しを行います。
- 被災時への備えとして、関係機関と連携して要配慮者への支援体制を構築するとともに、応援・受援体制の整備を進めます。
- 施設構造物、建築物などの耐震化・不燃化を通じて、災害に強いまちづくりを推進するために、補助制度の情報などを広報誌やホームページなどにより発信します。
- 国や大阪府に対して、土砂災害対策である土石流対策や急傾斜地対策や浸水対策である治水対策の推進を要望します。
- 流域治水の考え方にに基づき、河川からの洪水や内水氾濫による浸水対策として水処理施設の機能強化や耐水化対策を検討するとともに、集中豪雨などによる内水氾濫による浸水被害を軽減するための雨水貯留施設の整備を推進します。

③ 消防・救急体制の強化

- 消防体制の充実に向け、防災拠点となる消防庁舎及び消防団施設や適正な人員確保の在り方についての検討を進めます。
- 消防車両、消防・救急・救助各資機材及び個人装備を計画的に整備・更新します。
- 指令業務の共同運用により、相互応援体制の強化及び大規模災害時の対応能力の向上を図ります。
- 常時、救急4隊を運用することで他市からの救急受援件数を抑制します。

市民の取組

- 「自らの命は自らが守る」という意識のもと、自宅の災害リスクととるべき行動を確認し、災害時の避難行動を考える。
- 地震などの大規模な災害に備え、住宅等の耐震化、不燃化対策や住宅防火対策及び放火対策に努める。
- 通常時・災害時の消防団の活動への理解を深めるとともに、地域防災の要である消防団へ協力する。
- 救急車を適正に利用する。

※4 業務継続計画(BCP) 自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動、緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。BCPは「Business Continuity Plan」の略称。



(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり

2

快適な住宅・住環境づくり

6

10

11

12

13

17

めざす姿

多様な住宅ニーズに対応できる良質で安全な住宅・住環境が形成・更新されていて、快適な住生活・地域生活の環境が保たれている。

現状と課題

① 良好な住宅ストックの供給促進

- 公営、民営あわせて潤沢に住宅が供給されていますが、古い賃貸住宅では空き戸数が目立っています。
- 市営住宅ストックの老朽化や入居者の高齢化が進んでいることから、高齢者の生活に対応した住宅ストックを確保するための建替えや改善が必要です。
- 高齢者世帯や母子世帯など、住宅に困窮している市民に対応するためには、公営住宅の供給だけでなく、民間賃貸住宅の活用が必要です。
- 既成市街地^{※1}を中心に木造老朽住宅が密集する地域では、都市防災や居住環境などの観点から、安全・安心で良好な住環境の整備のほか、住宅整備に関しても環境問題への配慮が求められています。

② 空き家の適正管理と利活用の促進

- 2018年実施の住宅・土地統計調査において、本市の空き家の数は6,660戸、空き家率は12.5%となっており、今後の人口減少や高齢者世帯の増加に伴う空き家のさらなる増加が懸念されています。

③ 公園・緑地の利活用

- 公園や緑地には、環境の改善、防災性の向上、そしてにぎわいの創出などの様々な役割が求められ、また、市内の各施設の老朽化も進んでいることから、その整備にあたっては、地域住民のニーズの反映とともに、機能分担や統廃合による集約化を図るなど、計画的な事業の展開が必要です。
- 頻発化する大規模災害の影響による公園樹の倒木の被害を防止するため、適切な管理が必要です。

④ 快適環境の保全

- 市内の環境を監視するために、大気、水質、騒音、振動の状況について継続的に測定を行っています。これまでの取組により確保した衛生的な生活環境を維持するために、害虫対策をはじめとする公衆衛生対策を継続する必要があります。
- 本市の南部には大阪国際空港が位置していることから、周辺地域における騒音対策が必要です。
- 葬儀施設の老朽化が進んでいます。また、家族葬や直葬といった葬儀の形態が増加傾向にあります。

※1 既成市街地 古くから住宅等が建ち並び、既に市街地を形成している区域のことで、本市では主に池田駅、石橋阪大前駅周辺をいう。

※3 設置管理許可制度 都市公園法に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度のこと。

※2 住宅セーフティネット 高齢者、障がい者、子育て世帯、所得の低い方などの住宅の確保に配慮が必要な方に対する、空家、空室などを活用した居住支援のこと。

取組の方針

① 良好な住宅ストックの供給促進

- 長期的な視点に基づいた市営住宅の管理や維持保全を行い、住宅ストックの建物の安全性の向上やバリアフリー化を推進します。また、社会情勢の変化、住宅困窮者の状況を踏まえ、市営住宅の目標管理戸数の見直しを継続して行うとともに、住宅関係機関と連携し、良質な公的住宅の供給に努めます。
- 民間賃貸住宅市場において、高齢者や障がいのある人、低額所得者、子育て世帯、外国人等の住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、不動産事業者などと連携して、住宅セーフティネット^{※2}の充実に取り組みます。
- 建築基準法の遵守など適切な行政指導を行うほか公的助成や優遇税制により、住宅のバリアフリー化、耐震化、省エネ化、そして長期優良住宅の建設を促進します。

② 空き家の適正管理と利活用の促進

- 地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家の適正管理を促進するための指導や意識啓発を行います。また、空家等対策に取り組む関係団体や民間事業者などとの連携のもとで、空き家の所有者等を対象とした利活用に関する情報提供や活用意向の掘り起こしを行うほか、老朽危険空き家の除却を促進します。

③ 公園・緑地の利活用

- 地域住民のニーズを反映し、都市公園の機能や配置の再編、未着手の都市計画公園緑地の必要性などを踏まえながら、公園緑地の統廃合も視野に入れた公園緑地整備を推進します。
- 指定管理制度に加えて設置管理許可制度^{※3}を積極的に活用するなど、公園管理を民間事業者に委託することで、公園の適切な管理に努めながらコストの縮減と市民サービスの向上を図ります。

④ 快適環境の保全

- 大気、水質、騒音、振動、その他の有害物質についての環境監視の継続のほか、まちの環境美化や不法簡易屋外広告物の除去などを行います。
- 公衆便所の維持管理、害虫駆除、飼犬登録、狂犬病の発生及びまん延防止並びに飼犬の適正飼養、野良猫の不妊・去勢手術に対する助成など、公衆衛生の保全に努めます。
- 葬祭場の運営にあたっては、家族葬及び直葬の増加に伴う葬儀の多様化に対応するとともに、葬儀施設については、計画的に修繕や改修等を進めます。



市民の取組

- 地域コミュニティの担い手として、地域の居住魅力の向上に努める。
- 空き家に関する知識を深め、市が推進する空家等対策を認識し、その推進に協力する。
- 危険害虫の知識と適切な駆除方法を習得する。



(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり

3 道路・公共交通の充実



めざす姿

人と環境にやさしいユニバーサルな道路・交通体系が様々な都市施設間を便利に結んでおり、誰もが安心して快適に移動できる。

現状と課題

① 道路整備と維持保全

- 都市の骨格を形成し市域の軸となる都市計画道路、市民生活と密着した生活道路の整備を進め、また、阪神高速道路池田線や新名神高速道路によって、近郊都市へのアクセス改善も進んでいます。都市軸の重要な役割を担う都市計画道路や周辺道路の整備を進め、円滑な通行と防災空間の確保に努めています。
- 道路網を形成するための重要な役割を担っている本市の橋りょうについては、現在、約40%が建設後50年を経過しており、2038年には90%を超える見込みとなっています。今後は、安全性を確保しつつ、コスト削減を図りながら、計画的な補修を行っていく必要があります。

② 公共交通体系の整備

- 高齢者の事故やながらスマホによる自転車と歩行者の事故が増加しています。
- 駅周辺の放置自転車や違法駐車は指導啓発や移動を行うことで改善されています。
- 公共交通機関の利用者の減少による、公共交通ネットワークの縮小が懸念されています。
- 公共交通機関の各種施設や鉄道駅において、バリアフリー化が十分とはいえない状況です。

③ 交通安全対策

- 大阪府下の交通事故件数は減少傾向にあるものの各地で通学路等における重大事故が多発していることから、本市においても継続的な点検と早期の対策を実施していく必要があります。

※1 ユニバーサルデザイン 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限りすべての人が人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード及びソフトの両面から継続して整備、改善していくという理念に基づいたデザインのこと。

※2 地域公共交通計画 地方公共団体が定める、地域における円滑な移動環境の実現、持続可能な公共交通の確保をめざし、今後の地域公共交通の在り方及び具体的な取組を示す計画のこと。

取組の方針

① 道路整備と維持保全

- 重点的かつ優先的に整備すべき路線を抽出し、国や大阪府、近隣市町と連携を図りながら計画的な道路整備と適切な管理を推進します。
- 駅周辺については環境や景観に配慮した道路整備を行うとともに、生活道路については地域のニーズに沿った維持補修を行い、道幅の狭い箇所については助成制度による狭あい道路の解消に努めます。
- 道路橋りょうや歩道橋については、劣化の進行状況に加え、緊急交通路や避難路の指定の有無、5年ごとの定期点検の結果を基に計画を見直ししながら、耐震化や長寿命化のための補修を進めていきます。

② 公共交通体系の整備

- 歩行者や自転車に配慮した道路空間の再配分を行います。
- 公共交通の補完、近距離の自動車利用の代替手段として自転車の積極的な活用を推進します。
- すべての人が安心して快適に移動できるよう、バリアフリー基本構想を見直し、公共交通機関の各種施設や駅周辺道路などについて、ユニバーサルデザイン^{※1}に配慮した整備を行います。
- 「池田市地域公共交通計画^{※2}」に基づき、公共交通に係わる実証実験などを通じて、地域の特性に応じた交通の在り方を示し、交通ネットワークの充実を図ります。

③ 交通安全対策

- 通学路や未就学児のお散歩コースなどについて、「池田市子供の移動経路交通安全プログラム^{※3}」に基づき、道路管理者、警察、学校園、PTAなどと危険箇所を抽出するとともに、歩道の改良、グリーンベルト^{※4}、道路標示などの交通安全施設の整備を行い、安全な通行を確保します。

市民の取組

- 自分たちの道路に愛着をもち、沿道の美化活動に参画する。
- 公共交通の重要性を理解し、積極的に利用する。
- 交通ルールの遵守やマナーの向上に努める。



※3 池田市子供の移動経路交通安全プログラム 子どもの移動経路の安全確保に向けた取組を実施するため、関係機関による安全推進体制を組織して、学校などからの点検報告をもとに、危険箇所の点検や対策の実施、対策効果の検証、検証結果による対策の改善などを効果的かつ効率的に行うために本市が策定したプログラムのこと。

※4 グリーンベルト 歩道と車道が区分されていない道路において、自動車などの通行車両に歩行者の通行空間であることを視覚的に認識させ、速度抑制を促すため緑色に着色した路側帯のこと。



(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり

4

上下水道の充実













めざす姿

安全な水道水の安定供給と、下水処理による公衆衛生・公共用水域^{※1}の水質保全・浸水防除が保たれ、次世代につながる健全な水循環が実現している。

現状と課題

①安全で安定した水の供給

- 更新時期を迎えた施設や設備、老朽化した管路の更新を行うとともに、基幹施設の耐震化を実施しています。
- 猪名川、余野川の2水源に加え、危機管理体制の充実のため大阪広域水道企業団からの受水を行い、複数水源を確保しています。
- 安全な水道水を供給するため、水質基準の自己検査項目を拡充し、安定した水質を確保しています。
- 持続可能な府域水道事業の構築に向け、府域一水道^{※2}の検討がなされています。

②下水道施設の更新・維持・保全

- 下水道計画区域内普及率は100%に達し、水洗化と公共用水域の水質保全が確保されています(一部未整備地区があるため汚水整備の普及率は99.9%)。
- 下水道施設は整備後50年以上が経過し、公衆衛生、水質保全及び良好な水環境の確保をする上で、老朽化対策・耐震化が課題となっています。

③公営企業としての健全経営の推進

- 施設や設備更新に係る費用の増加及び節水意識の定着による水道料金・下水道使用料収入の減少が見込まれるため、経営の健全化に向けて検討を行い、事業の効率化、組織体制の見直しを図っています。
- 中長期的な視点から経営の健全化を実現するため、「池田市上下水道事業経営戦略^{※3}」に基づき事業を実施し、さらなる経営健全化に取り組んでいます。
- 災害時等においても上下水道サービスを確保するために「池田市上下水道BCP」に基づき、毎年訓練を実施し、進捗管理・拡充をしています。

※1 公共用水域 河川、湖沼などの公共の用に供される水域のこと。

※2 府域一水道 大阪府内の全水道事業者が統合して一つの組織を作り、事業運営、会計を一本化(料金統一)すること。大阪府では、大阪府水道設備基本構想(2012年)において、大阪広域水道企業団を核として府域水道のさらなる広域化を推進し、大阪府を含む府域一水道をめざすと掲げている。

※3 池田市上下水道事業経営戦略 高度経済成長期に整備した資産が一斉に更新時期を迎えるなか、節水型機器の普及、人口減少などによる今後の水需要の減少に対し、中長期的な視点で将来を見据えた効率的な事業運営を行い、経営の健全化を実現するため、投資、財政の見直しをもとに今後の方針をまとめた、本市の上下水道事業に係る基本計画のこと。

取組の方針

①安全で安定した水の供給

- 災害時の被害を最小限に抑えるため、避難所等重要給水施設への管路更新を優先します。
- 中長期的な水需要の動向に合わせた事業を計画的に実施します。
- 水源の維持(猪名川、余野川、大阪広域水道企業団水)とともに、水質管理体制を強化します。
- 「池田市上下水道BCP」に基づき地震や濁水、水道管事故、感染症への対応など、非常時のサービス水準を向上させます。また、近隣市町との連携体制の充実を図ります。

②下水道施設の更新・維持・保全

- 公衆衛生の確保のため下水道施設の老朽化対策及び耐震化対策を進めます。
- 公共用水域の水質保全のため、安定した放流水質の維持に努めるとともに、下水処理の再構築の検討を継続し、最新技術の導入によりさらなる省エネ、省コスト化及び温室効果ガスの低減をめざします。
- 「池田市上下水道BCP」に基づき地震、浸水、感染症への対応など、非常時のサービス水準を向上させます。また、近隣市町の下水道管理者や流域下水道管理者との連携体制の充実を図ります。

③公営企業としての健全経営の推進

- 経営の合理化に努め、財政基盤の強化を図り、中長期的な視点で水需要の動向を踏まえた健全な事業運営に努めます。
- 施設整備に係る財源を確保するとともに、組織体制の強化、人材確保などを図ります。
- 財政運営上必要な資金を確保するために、受益者負担の原則、世代間負担の公平性の観点から、適切な水道料金・下水道使用料の在り方について適宜見直しを図ります。
- 将来の府域一水道を見据えた上で、近隣市町との連携について検討し、本市における最適な事業運営の在り方について検討します。

市民の取組

- 上下水道に対する理解を深め、水資源を大切にすること意識をもつ。
- 濁水や浸水などを意識し、日頃から非常時に備える。
- 上下水道サポーター会議^{※4}や施設見学会、出前講座、アンケート調査などに参加する。
- 下水道の仕組みを理解し、家庭や店舗などにおける排水について意識をもつ。



※4 上下水道サポーター会議 施設見学、意見交換などを通して、職員と市民が一体となって上下水道事業を共に考えることを目的に、公募によって選出された市民からなる組織のこと。

計画の推進

1 まちづくりの進め方

施策ごとの取組を進めるにあたっては、行政だけではなく、市民や事業者と共に、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を基本としながら、市民は日々の生活や地域活動のなかで、事業者はそれぞれの社会経済活動のなかで、本市をより住みやすく魅力あるまちにするために取り組んでいくことが大切です。

また、行政は、市民や事業者が活躍できる場やその仕組みを整えながら、多様な活動を結びつけ、支援するとともに、行政サービスの継続的な提供やその前提となる安定的な都市経営を図る必要があります。

このように、市民や事業者、そして行政が共に力を合わせてまちの将来像を実現するために、すべての施策において意識すべき「まちづくりの進め方」として、「SDGsの推進」、「みんなで取り組むまちづくり」そして「持続可能な都市経営」の3つの視点をもって、まちづくりを推進します。

(1) SDGsの推進

SDGsが、2030年までの達成をめざして掲げられている国際目標であることを踏まえて、この基本計画の期間中(2023年度～2027年度)には、本市が果たすべき基礎自治体としての役割を明確にした上で、市民や事業者と共に、誰一人取り残さないまちを確立する必要があります。

そのために、この計画に基づく各施策を推進することによって、関連するSDGsの達成につなげるとともに、市民や事業者へのSDGsの理念の普及に努めます。

また、SDGsの17のゴールや169のターゲットを、分野を越えた様々な主体との共通言語として活用することで、共に課題解決や地域の活性化を進めます。そうすることで、環境・社会・経済を統合的に捉えて取り組み、これらの3側面が互いに犠牲になることなく、むしろさらに成長できるよう取組の実践を重ねていきます。



(2) みんなで取り組むまちづくり

まちの将来像を実現するためには、行政の取組だけではなく、各施策の「市民の取組」の記載のように、市民のまちづくりへの参画が欠かせません。一方で、少子高齢化の進行や生活様式の変化、そして価値観の多様化などに伴って、このような人々や団体同士のつながりにも変化が見られます。

このようななか、これからの時代にふさわしい形で、まちづくりの原動力である人々のつながりを豊かにしていきます。また、そのための共通の指針となるこの計画の浸透に取り組みます。

まちづくりの活動への支援とつながりづくり

まちづくりの担い手は、行政はもとより、自治会・町内会や地域コミュニティ推進協議会^{※1}といった地域住民による組織、NPOなどの特定の目的や関心をもつ人々による組織、企業やその他団体、そして個人と多岐にわたります。

また、多様化する地域課題への対応にあたっては、行政が全市域を一律に対応するのみではなく、その地域や分野に応じた取組が効果的です。

よって、このような人々や団体が、それぞれの得意分野をいかしながら、主体的に課題を解決できる環境づくりに取り組み、その活動を支援していきます。

また、まちづくりに取り組む人々や団体、そして行政が、それぞれの特性をお互いに理解し、補い合いながらその力を発揮できるように、行政は、多様な主体とつながり、その輪をさらに広げる役割を果たし、みんなの連携を促進するとともに、多様化する社会課題の解決につなげます。

情報の収集・発信と多様な主体のまちづくりへの参画の促進

行政と多様な主体が円滑につながりながらまちづくりを進め、また、新たに参画する人々や団体を増やすためには、地域の課題や取組の状況などの情報を、お互いに共有することが大切です。

そこで、行政情報の公開や提供だけではなく、市民活動などを含めたまちづくりに関する幅広い情報を収集し、発信することで、必要な人が、必要なときに、必要な情報を分かりやすい形で得られる環境づくりに取り組みます。

※1 地域コミュニティ推進協議会 市立小学校及び義務教育学校の通学区を単位として、その地域内の市民を会員として構成され、地域内において実施(廃止、見直し)する必要がある事業を本市に一定の枠内で提案する権限を有する組織のこと。





(3) 持続可能な都市経営

少子高齢化や公共施設等の老朽化への対策は避けられない課題であり、これらが本市の財政運営へ与える影響は、将来的にはますます大きなものとなっていく見込みとなっています。加えて、今後は、時代の激しい移り変わりに伴って、行政需要が大きく変化していくことも想定されます。

このようななか、持続可能なまちづくりを進めるためには、安定した財政基盤の確立だけでなく、この計画に基づく各施策を進めるなかで、本市の魅力や活力の向上を図り、まちの発展や財源の確保につなげることが重要です。また、行政サービスやその根拠となる制度の設計に際しては、「将来世代の立場から見ても有益か」といった視点ももちながら、ハード・ソフトの両面から、良質な資本を残していくことで、これからはずっと住みやすいまちをつくります。

効果的かつ効率的な行財政運営の推進

急激な時代の変化や新たな行政需要に応えつつ、行政サービスの水準を維持し、さらに向上させていくために、先端技術の活用によるサービスの効果的な提供や業務の効率化などを進めます。また、あらゆる分野における滞納の解消や手数料・使用料の適正化を図ることとともに、新たな歳入の確保に努めます。そして、社会課題に即してこれらに柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

人材育成と働きやすい環境づくりの推進

社会課題の複雑化や多様化が進むなか、これらに柔軟に対応できる職員の育成や時代の変化や多様な生活スタイルに応じた働き方を推進するとともに、一人ひとりがやりがいをもって働き続けられる環境づくりを進めます。

公共施設等のマネジメント^{※1}の推進

今後、多くの公共施設等が更新時期を迎えることとなることから、その整備や保全、そして再編にあたっては、利用状況や必要となるコストに加えて、将来的なニーズや財政状況なども踏まえた適正配置を進めるとともに、効率的な保全と有効活用に取り組みます。

広域行政の推進

市民の生活や社会経済活動が、日常的に市域を越えて行われているなか、災害対策をはじめとする広域的な課題に対しては、市域内におけるつながりだけではなく、近隣市町や他の地域との連携も有効であることから、共通課題の解決や広域化に伴うスケールメリット^{※2}をいかした行政サービスの向上や効率化を図ります。

2 評価に基づく進行管理

まちの将来像を実現するために、本市を取り巻く状況を踏まえながら、施策の展開状況を的確に評価して、その進行を管理していく必要があります。

そのために、各施策においては、「まちの将来像の実現に向けて、事業が効果的に展開されているか」、また、「まちの将来像により近づくために何が必要になるか」といった視点で取組を評価するとともに、その評価に基づいて施策ごとの事業展開を見直し、というPDCAサイクル^{※3}を基本として、各施策の進捗の管理やその効果の検証を行います。

施策の評価

各施策において、取組の概要を明らかにするとともに、市民生活にどのような効果があり、また、どのような課題が残されているのかを把握するために、毎年度、事業単位での振り返りを行うことで、施策を評価します。

そして、その結果は、翌年度以降の施策展開に向けた方向性の調整や既存事業の改廃、そして新規事業の立案などに反映することで、その後の効果的な市政運営につなげるとともに、結果を公表し、各施策の成果や課題を市民や事業者と共有します。

市民アンケート

前期基本計画に基づく5年間のまちづくりに関する市民の満足度や施策の今後の重要度、そしてこの計画の浸透状況などを把握するために、後期基本計画の策定にあたっては、市民アンケートを実施し、後期基本計画での5年間における施策展開の方向性の参考とします。



池田市総合計画審議会^{※4}による評価

施策の評価や市民アンケートで得られた結果を踏まえて、池田市総合計画審議会において前期基本計画の達成度評価を行い、その結果を後期基本計画の策定にいかします。

※1 公共施設等のマネジメント 地方公共団体が保有又は借り上げているすべての公共施設、インフラ施設、土地を、自治体経営の観点から総合的かつ統括的に企画、管理、利活用する取組のこと。

※2 スケールメリット 規模を大きくすることによって得られる効果、利益のこと。

※3 PDCAサイクル Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定、評価)、Action(対策、改善)の仮説、検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという考え方のこと。

※4 池田市総合計画審議会 本市の附属機関として置かれる、市長の諮問に応じて池田市総合計画に関する事項を審議する機関のこと。委員は、学識経験者、市民、市職員から市長が委嘱、任命する。



3 施策の重点化

まちの将来像の実現に向けては、すべての施策に対してふんだんに人材や財源を投入することが近道ではありますが、この計画の期間よりもさらに先の将来世代へ負担を残さないためにも、限られた人材や財源を、重点的に取り組むべき施策へ配分していく必要があります。

毎年度の施策展開にあたっては、この基本計画に示す5年間の方針のもと、施策の評価の結果の振り返りを行います。また、国や大阪府における諸制度の変更や緊急対応を要する事態の発生などの本市を取り巻く社会状況も踏まえながら、重点的に取り組むべきテーマを設定し、総合的な視点から必要となる事業の選択を行います。

資料編

- ① 策定の経過…………… 70
- ② 池田市総合計画審議会…………… 72
- ③ 市民参画の取組…………… 77
- ④ 関連するおもな分野別計画等一覧…………… 79
- ⑤ 用語集…………… 80



1 策定の経過

(1) 策定の体制

総合計画審議会

機能	総合計画の審議
構成	会長：中川幾郎（帝塚山大学名誉教授）、 副会長：金子丈雄（池田市立学校園 PTA 協議会会長） 委員：27 名（学識経験委員 15 名、市民委員 9 名、市職員 3 名）
開催日	令和 3 年 4 月 5 日～令和 4 年 4 月 19 日
開催数	延 17 回 全体会議：5 回 部会：12 回（自治総合部会 4 回、地域生活環境・まちづくり部会 4 会、健康福祉・教育部会 4 会）

総合計画策定委員会

機能	調整機関（各部局間調整）
構成	市職員 19 名（副市長、教育長、上下水道・病院事業管理者及び各部長）
開催日	令和 3 年 1 月 18 日～令和 5 年 2 月 6 日
開催数	8 回

総合計画策定ワーキングチーム

機能	検討機関（試案及び各種の資料作成）
構成	市職員 15 名（総合政策部長、総合政策部次長及び各部の次課長）
開催日	令和 2 年 12 月 1 日～令和 4 年 9 月 7 日
開催数	9 回

総合計画策定若手ワーキングチーム

機能	検討機関（試案及び各種の資料作成） ※職階別研修（政策策定研究）として実施
構成	各年度の新任副主幹級職員

(2) 策定の経過

年月日	内容	詳細
令和 2 年		
9 月 10 日～9 月 27 日	市民意識調査の実施	
11 月 2 日～11 月 20 日	総合計画審議会公募委員を募集	
11 月 28 日	市民ワークショップの開催	
12 月 1 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 1 回）	第 7 次池田市総合計画の策定にあたっての基本的な考え方等について、第 7 次池田市総合計画の策定に向けた調査報告について、池田市の今後のまちづくりの主要課題と今後の方向性について
12 月 8 日	総合計画審議会公募委員への就任通知	
12 月 17 日～12 月 25 日	学識経験者、市民への審議会委員としての就任依頼	
令和 3 年		
1 月 13 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 2 回）	第 7 次池田市総合計画における基本構想の骨子案について
1 月 18 日	総合計画策定委員会（第 1 回）	第 7 次池田市総合計画の策定スケジュールについて、第 7 次池田市総合計画の策定に向けた各種取組の状況について
2 月 26 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 3 回）	第 7 次池田市総合計画における基本構想素案について
3 月 22 日	総合計画策定委員会（第 2 回）	第 7 次池田市総合計画基本構想素案について
4 月 5 日～令和 4 年 4 月 19 日	総合計画審議会（延 17 回）	※詳細は 74 ページ参照
5 月 21 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 4 回）	第 7 次池田市総合計画の策定に係る経過及び今後のスケジュールについて、令和 3 年度第 1 回総合計画審議会での意見等について、第 7 次総合計画前期基本計画における施策体系等について
7 月 16 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 5 回）	第 7 次池田市総合計画基本構想の修正案について、第 7 次池田市総合計画前期基本計画における施策体系等について
10 月 20 日～12 月 3 日	中学生アンケート調査の実施	
11 月 11 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 6 回）	第 7 次池田市総合計画前期基本計画における施策体系等について
11 月 15 日	総合計画策定委員会（第 3 回）	第 7 次池田市総合計画前期基本計画における施策体系等について
11 月 25 日	総合計画策定委員会（書面照会①）	第 7 次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」について
	総合計画策定ワーキングチーム（書面照会）	第 7 次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」について
令和 4 年		
2 月 22 日	総合計画策定委員会（第 4 回）	第 7 次池田市総合計画（案）について
3 月 3 日	総合計画策定委員会（書面照会②）	第 7 次池田市総合計画（案）について
3 月 7 日～3 月 28 日	パブリックコメント及びキャッチフレーズの公募	
4 月 19 日	総合計画審議会（第 5 回）	最終審議承認、市長への答申
4 月 26 日	総合計画策定委員会（書面照会③）	第 7 次池田市総合計画（案）について
6 月 27 日	総合計画基本構想（案）を市議会に提出 閉会中の総務委員会に付託	
8 月 10 日・22 日・23 日	市議会総務委員会	
9 月 6 日	市議会にて総合計画基本構想（案）を原案通り可決	
令和 5 年		
2 月 6 日	総合計画策定委員会（第 5 回）	第 7 次池田市総合計画本編及び概要版（案）について



2 池田市総合計画審議会

(1) 諮問と答申

① 諮問書

池田市総合計画審議会会長 中川 幾郎 様	池政策発第1号 令和3年4月5日	池田市長 富田 裕樹
第7次池田市総合計画について(諮問)		
<p>今後の池田市政の進むべき方向と、それを実現するための方策を明らかにするため、新たな総合計画の策定について、調査、審議くださるよう諮問いたします。</p>		

② 答申書

池田市長 瀧澤 智子 様	令和4年4月19日	池田市総合計画審議会 会長 中川 幾郎
第7次池田市総合計画について(答申)		
<p>令和3年4月5日付池政策発第1号により本審議会に諮問された標記について、別冊「第7次池田市総合計画(案)」のとおり答申いたします。</p> <p>なお、本計画に基づく各施策の推進にあたり、特に留意いただきたいと思料する事項について、以下付帯意見を申し添えますので、宜しくお取り計らいくださいますようお願いいたします。</p>		
記		

(1) 市民からの意見の反映について

本計画の策定に当たっては、市民意識調査をはじめとして、計画素案に対するパブリックコメント手続やキャッチフレーズ募集を実施するなど、まちづくりに関わる市民の声を直接反映させることを大切にしてきた。計画策定後も、市民の思いを丁寧に汲み取りながら、各種の取組を推進されたい。また、寄せられた意見等のうち、総合計画の性質上、各種計画や事業等に委ねざるを得なかったものについても、漏れなく今後の市政運営に活用する姿勢を期待する。

(2) 計画を実現するための組織体制について

本計画は、池田市の最高規範である「池田市みんなで作るまちの基本条例」の中で、「執行機関等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない」と規定されるように、市政運営において最も重要な指針である。本計画の推進に当たっては、職員全体への着実な浸透を図るとともに、各種の取組の進行管理を徹底するなど、めざすまちの将来像の実現に資する組織体制づくりに努められたい。

(3) 持続可能な市政運営に向けた取組について

本計画は、新型コロナウイルスの拡大をはじめとする激動の時代に策定される。池田市を取り巻く環境、社会情勢は大きなうねりの中にあり、今後の市政運営は「想定外」の連続となるものと思料する。このような状況において、本計画のすべての施策において意識すべきものと位置付けた「まちづくりの進め方」に関しては、単なる標語として掲げるに留めるのではなく、SDGsの達成をはじめとする持続可能な市政運営の屋台骨として真に機能させられたい。そのために、市民をはじめとする多様な主体との協働や自治体デジタル・トランスフォーメーションといった中核的な取組を具体的かつ戦略的に推進されたい。

以上



(2) 審議の経過

年月日	全体会又は部会名(回数)	主な検討内容
令和3年		
4月5日	全体会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 審議会会長・副会長の互選について 第7次池田市総合計画に係る池田市長からの諮問について 第7次池田市総合計画策定のスケジュール及び体制について 第7次池田市総合計画基本構想素案について 審議会部会の振り分けについて
8月5日	全体会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画策定の進捗状況について 第7次池田市総合計画基本構想素案の背景となった池田市のデータについて 第1回全体会の意見への市役所内部の検討結果について 審議会部会の再編成について
11月17日	健康福祉・教育部会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画前期基本計画における施策体系案について 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「子どもと大人の未来を育てるまち」について
11月24日	健康福祉・教育部会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回部会における主要意見等について 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「いきいきと暮らし続けられるまち」について
11月26日	地域生活環境・まちづくり部会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画前期基本計画における施策体系案について 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「価値を高め発信するまち」について
11月28日	自治総合部会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画前期基本計画における施策体系案について 第7次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」について
12月1日	地域生活環境・まちづくり部会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回部会における主要意見等について 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「地球環境と調和する安全・安心なまち」について
12月6日	健康福祉・教育部会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「子どもと大人の未来を育てるまち」及び「いきいきと暮らし続けられるまち」に関する主要意見等について 第7次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」について
12月12日	自治総合部会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回部会における主要意見等について 第7次池田市総合計画(案)のキャッチフレーズの公募について
12月22日	地域生活環境・まちづくり部会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「価値を高め発信するまち」及び「地球環境と調和する安全・安心なまち」に関する主要意見等について 第7次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」、「評価に基づく進行管理」、「施策の重点化」について
12月26日	自治総合部会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> 主要意見等振り返りと各施策シートへの反映について 第7次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」に盛り込む取組とその推進の体系について
令和4年		
2月1日	健康福祉・教育部会(第4回)	第7次池田市総合計画(案)について
2月2日	自治総合部会(第4回)	第7次池田市総合計画(案)について
	地域生活環境・まちづくり部会(第4回)	第7次池田市総合計画(案)について
2月10日	全体会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画(案)について 第7次池田市総合計画(案)のキャッチフレーズの公募について
4月10日	全体会(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画(案)について 第7次池田市総合計画(案)のキャッチフレーズの募集結果について
4月19日	全体会(第5回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画(案)について 第7次池田市総合計画に係る池田市長への答申について

(3) 委員名簿

氏名	所属等	委員就任期間	審議会役職	参加部会	部会役職
中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日	会長	自治総合	会長
門屋 正三	ソフトバンク株式会社	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
北川 淳也	会社員	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
渋川 修二	ダイハツ工業株式会社	令和3年8月5日～令和4年4月19日			
清水 直樹	大阪大学大学院	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
高野 恵亮	大阪市立大学教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
鳥巢 房夫	ダイハツ工業株式会社	令和3年2月2日～令和3年8月4日			
若本 和仁	大阪大学准教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
大島 博文	大阪成蹊大学教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日			会長
浅田 圭佑	会社員	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
板谷 実	池田市社会福祉協議会事務局長	令和3年2月2日～令和4年4月19日		地域生活環境・まちづくり	
岡本 厚	池田市観光協会会長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
喜多村 航己	大阪成蹊大学	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
栗田 拓	NPO法人トイボックス代表理事	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
ゲレンチェール 亜子	外国人等代表	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
近藤 誠司	関西大学准教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
多田 幸希	池田商工会議所	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
吉田 三莉	関西大学	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
池上 益世	大阪青山大学准教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日			会長
荒木 正太	会社員	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
金子 丈雄	池田市立学校園PTA協議会会長	令和3年2月2日～令和4年4月19日	副会長	健康福祉・教育	
眞田 巧	大阪教育大学附属池田小学校長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
田中 宏幸	JICA 関西	令和3年2月2日～令和3年3月31日			
田淵 和明	池田市教育長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
田和 正裕	JICA 関西 大阪大学特任教授	令和3年4月1日～令和4年4月19日			
畑中 蒼	大阪青山大学	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
林 陽	外国人等代表	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
茂籠 知美	池田市社会福祉協議会事務局長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
庄田 佳保里	NPO法人いけだエコスタッフ理事長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			自治総合、 地域生活環境・まちづくり
石田 健二	池田市副市長	令和3年10月1日～令和4年4月19日			自治総合、 地域生活環境・まちづくり、 健康福祉・教育
岡田 正文	池田市副市長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
元平 修治	池田市副市長	令和3年2月2日～令和3年9月28日			

※ 参加部会ごとに並べ、部会長を除いて五十音順。敬称略。

※ 所属等は、委員就任時のもの。

※ 審議途中で退任した委員を含む。



(4) 池田市総合計画審議会条例

昭和43年12月27日
条例第25号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市に池田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて池田市総合計画に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員若干名を以つて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命する。

(1) 学識経験を有するもの

(2) 市民

(3) 市職員

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認めるときは、委員でないものを会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部SDGs政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年7月6日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年7月4日条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月27日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則(令和元年12月23日条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3 市民参画の取組

(1) 市民意識調査

目 的	これまでのまちづくり事業やこれからのまちづくりの方向性などについて、市民の率直な意見等を伺い、総合計画に反映する基礎資料としたもの。
対象者	住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の市民3,000名
方 法	郵送
期 間	令和2年9月10日～9月27日
配布数	2,991件(郵送した3,000件のうち、住所不明による不達9件を除く)
回収数	1,812件
回収率	60.6%
詳 細	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/seisaku/sogokeikaku/7thsoukei/keika/11223.html 

(2) 池田市の未来を語るサロン

目 的	「子育て」や「教育」は若い世代を中心に市民の関心やニーズも高く、未来の本市を考える上で重要なテーマであると捉え、総合計画の策定の参考とするため、子育てや教育に関心がある市民と共に「未来の池田市の教育・子育て環境はどうあるべきか」について取組方法やアイデアを話し合ったもの。
日 程	令和2年11月28日(土) 13時30分～16時30分
場 所	池田市保健福祉総合センター 大会議室 ※特別講演はオンラインでライブ配信。また、講演後1か月限定アーカイブ配信。
参加数	延べ28名(特別講演23名(うちオンライン4名)、サロン24名)
共 催	大阪大学大学院 工学研究科
内 容	①特別講演 テーマ:「自分と社会をよくする子育て環境に向けて」 講 師:白井智子氏 NPO 法人新公益連盟代表理事、NPO 法人トイボックスアドバイザー ②サロン(参加者同士での話し合い) テーマ:「池田市の“未来”の子育て・教育」
詳 細	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/seisaku/sogokeikaku/7thsoukei/keika/salonreport.html 



(3) 中学生アンケート調査

目的	第7次総合計画が満了する約10年後に社会と大きく関わることになる中学生から、池田のまちや社会がどうあってほしいかという意見を集めるとともに、中学生自身が自分たちの住んでいるまちについて興味や関心を持ち、将来について考える機会としたもの。
対象者	池田市立中学校全5校の全生徒 ※「ほそごう学園」については、ほそごう学園後期課程とし、7年生～9年生を、それぞれ中学1年生～3年生として扱った。
方法	WEB回答
期間	令和3年10月20日～12月3日
回収数	1,955件
回収率	79.9%
詳細	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/seisaku/sogokeikaku/7thsoukei/keika/15205.html 

(4) パブリックコメント及びキャッチフレーズの募集

目的	総合計画（案）に対して市民の意見を直接反映させるとともに、計画が市民にとってより親しまれるものとするためにアイデアを求めたもの。
対象者	市内に在住、または通勤・通学している方、市内の法人・団体など
方法	WEB応募フォーム、電子メール、郵送、ファックス、持参
期間	令和4年3月7日～3月28日
提出数	パブリックコメント 18件 キャッチフレーズ 37件
詳細	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/seisaku/sogokeikaku/7thsoukei/keika/koubo/index.html 

4 関連するおもな分野別計画等一覧

施策の柱	施策の名称	関連する分野別計画等
(1) 価値を高め発信するまちづくり	1 「環境共創」のまちづくり	池田市環境学習基本方針 池田市緑の基本計画 池田市グリーンインフラ推進計画 池田市環境基本計画 池田市一般廃棄物処理基本計画
	2 地域特性をいかしたまちづくり	池田市都市計画マスタープラン 池田市立地適正化計画 都市再生整備計画 池田市市街化調整区域まちづくり基本方針 地域再生計画（官民連携による都市近郊農村地域の地域再生推進事業）
	3 都市活力の維持と活性化	池田市農業経営基盤強化促進基本構想
	4 シティプロモーションの展開	池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 明日の日本を支える観光ビジョン 《観光庁》 空港の設置及び管理に関する基本方針 《国土交通省》
(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり	1 子ども・子育て支援の充実	池田市子ども・子育て支援事業計画 池田市障害児福祉計画
	2 学校教育の充実	池田市教育ビジョン 池田市教育大綱
	3 生涯学習の推進と郷土愛の醸成	池田市歴史文化基本構想
(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり	1 人権と多様性を尊重するまちづくり	池田市男女共同参画推進計画「いけだパートナーシップ21」 池田市地域福祉計画 池田市自殺対策計画
	2 高齢福祉の充実	池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
	3 障がい福祉の充実	池田市障害者計画 池田市障害福祉計画
	4 保健・医療の充実	池田市健康増進計画、食育推進計画「健康いけだ21」 大阪府医療計画 《大阪府地域医療構想》
(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり	1 「危機への備え」の充実	池田市国土強靱化地域計画 池田市地域防災計画 池田市国民保護計画 池田市住宅・建築物耐震改修促進計画
	2 快適な住宅・住環境づくり	池田市住宅マスタープラン 池田市空家等対策計画 池田市市営住宅長寿命化計画 地域住宅計画「大阪府池田市地域」
	3 道路・公共交通の充実	池田市都市公園ストック再編事業計画 池田市地域公共交通計画 池田市バリアフリーマスタープラン 池田市交通バリアフリー基本構想 池田市自転車活用推進計画 池田市橋梁長寿命化修繕計画
	4 上下水道の充実	池田市上下水道ビジョン 池田市上下水道施設整備計画 池田市池田処理区公共下水道事業計画 池田市猪名川流域関連公共下水道事業計画 池田市上下水道事業経営戦略 池田市水安全計画 池田市上下水道 BCP

※この表では、第7次池田市総合計画前期基本計画策定時点の関連するおもな分野別計画等を掲載しています。
※複数の施策に関連する計画等については、最も関連性の高い施策にのみ掲載しています。



5 用語集

※ 複数の意味を持つ言葉は、本誌で用いる意味を掲載。

あ行

新しい生活様式

頁：31

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた行動変容の在り方のこと。「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の一人ひとりの基本的感染対策をはじめ、日常生活を営む上での基本的な生活様式、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しいスタイルが厚生労働省から例示されている。

アプリ

頁：33

「application software」の略称であり、特定の用途、目的のために設計されたソフトウェアのこと。

新たな日常

頁：6

新型コロナウイルス感染症拡大の局面で現れた国民意識や行動の変化などの新たな動きを社会変革の契機と捉え、少子高齢化、付加価値生産性の低さ、東京一極集中などの課題の解決を実現する社会状況のこと。具体的には、デジタル化の推進による Society5.0 の実現とそれによる地方創生、ヒト・イノベーションへの投資、包摂的な社会づくりなどのこと。

池田市子供の移動経路交通安全プログラム

頁：61

子どもの移動経路の安全確保に向けた取組を実施するため、関係機関による安全推進体制を組織して、学校などからの点検報告をもとに、危険箇所の点検や対策の実施、対策効果の検証、検証結果による対策の改善などを効果的かつ効率的に行うために本市が策定したプログラムのこと。

池田市上下水道事業経営戦略

頁：62

高度経済成長期に整備した資産が一斉に更新時期を迎えるなか、節水型機器の普及、人口減少などによる今後の水需要の減少に対し、中長期的な視点で将来を見据えた効率的な事業運営を行い、経営の健全化を実現するため、投資、財政の見直しをもとに今後の方針をまとめた、本市の上下水道事業に係る基本計画のこと。

池田市総合計画審議会

頁：67

本市の附属機関として置かれる、市長の諮問に応じて池田市総合計画に関する事項を審議する機関のこと。委員は、学識経験者、市民、市職員から市長が委嘱、任命する。

池田市民カーニバル

頁：32,33

「いけだ・いらっしゃいフェスティバル」をはじめとする、市民交流イベントのこと。

池田市みんなでつくるまちの基本条例

頁：4

本市のまちづくりの最高規範となる条例。2006年4月1日施行。この条例に基づき、市民、市議会、そして行政がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、お互いに協力してまちづくりを進めていくことが求められている。

いけだつながりシート Ikeda_s

頁：37

全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として使える、成長及び発達の記録ファイルのこと。フェイスシート（受診医療機関等の基本情報を記録）と現在の様子（運動、学習、就労準備など、成長及び発達による変化を記録）の二部構成となっている。

いけだピアまるセンター

頁：31

創業間もない又は新事業を起こそうとする中小企業、起業家をめざす方々を支援するための本市の施設のこと。1Fでコワーキングスペースを、2Fで企業育成室を貸出している。

一般会計

頁：9

税金などを財源として、市の基本的な仕事（福祉、教育、道路整備など）を行うための会計のこと。対して、保険料の収入などで医療費の支出を賄う国民健康保険など、特定の目的のための会計を「特別会計」という。

医療的ケア児

頁：36,37

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である子どものこと。

医療レセプト

頁：53

医療機関が保険者に請求する診療報酬の詳細を記した明細書のこと。

インクルーシブ教育

頁：39

人間の多様性の尊重などの強化や、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において小・中学校での教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。

インバウンド

頁：33

外国人の訪日旅行者のこと。対義語はアウトバウンドで、日本からの海外旅行者のことをいう。

ウォークابل

頁：29

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上、すなわち「居心地が良く歩きたくなる」まちなかをめざす取組のこと。

エリアプラットフォーム

頁：29

行政をはじめ、まちづくり及び地域課題解決に関心がある企業、団体、住民、地権者、就業者などが集まって、まちの将来像を議論し、その実現に向けた取組について協議、調整を行うための場のこと。

エンパワーメント

頁：46

個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術、能力を引き出し、高めること。

大阪池田ゲストインフォメーション

頁：33

2018年2月に池田駅構内にて開設した観光案内所のこと。

大阪エコ農産物

頁：31

農薬、化学肥料の使用量が基準の半分以下で栽培された農産物であるとして、大阪府が認証したもののこと。

大阪広域水道企業団

頁：62,63

大阪府営水道を引き継ぐ団体として、2010年度に大阪府内の42市町村が共同で設立した一部事務組合（特別地方公共団体）のこと。

大阪版認定農業者

頁：31

国の認定農業者に加え、小規模であっても地産地消に取り組む農業者を育成、支援するため、大阪府が認定したもののこと。

か行

介護離職

頁：48

介護と仕事の両立が難しいなど、介護を理由に仕事を離職してしまうこと。

街路の修景

頁：28

舗装、植栽などの街路空間の改修を行い、まちなみの保存、再整備を行うこと。

学習指導要領

頁：38

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準のこと。およそ10年に1度改訂され、教科書や時間割はこれをもとに作られている。

学校運営協議会

頁：38,39

学校の運営及び運営に必要な支援に関して協議するため、学校ごと又は相互に連携する小・中学校につき1つ置くことができる、保護者、地域住民、学識経験者などで構成される機関のこと。



がんがら火祭り

頁：32,33

毎年8月24日に行われる、17世紀中頃から続く北摂を代表する火祭りのこと。大松明が市内を練り歩く。

環境学習

頁：26,27

これから社会が直面する課題に対応していくため、人間を取り巻く広い意味での環境について学び、考えを深め、行動力を養う学習のこと。

環境共創

頁：25,26

環境という枠組みを通じて、様々なステークホルダーが協働し、ともに新たな価値を創造、共創すること。

企業人権啓発推進員協議会

頁：47

企業の相互連携を図り、企業の立場から主体的に人権問題に関して幅広い啓発活動を進めることを目的とした、公正採用選考人権啓発推進員（社内の人権啓発に関する中心的な役割を果たすものとして選任される者）設置事業所などにより構成される組織のこと。

既成市街地

頁：58

古くから住宅等が建ち並び、既に市街地を形成している区域のことで、本市では主に池田駅、石橋阪大前駅周辺をいう。

義務教育学校

頁：9,37

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的に、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程の計9年を修業年限とする学校のこと。

キャリア教育

頁：39

一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力、態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

狭あい道路

頁：61

幅員4メートル未満で、一般交通の用に供される道路のこと。住環境上の問題、交通上の障がい、消防活動や避難の困難さ、延焼の危険性などの安全及び防災上の問題を抱えている。

協働

頁：9,13,18,27,38,47,56

市民、市議会、執行機関などが、それぞれの果たすべき役割、責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うこと。

業務継続計画（BCP）

頁：57,62,63

自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動、緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。BCPは「Business Continuity Plan」の略称。

緊急交通路

頁：61

災害発生時などに、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の通行を禁止、制限するものとして都道府県公安委員会が指定する道路区間のこと。

緊急速報メール

頁：57

携帯電話事業者が、生命に関わる緊急性の高い情報を特定のエリアの対応端末に配信するものであり、株式会社NTTドコモ提供の緊急速報「エリアメール」、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社提供の緊急速報メールを指す。

グリーンインフラ

頁：26,27

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。

グリーンベルト

頁：61

歩道と車道が区分されていない道路において、自動車などの通行車両に歩行者の通行空間であることを視覚的に認識させ、速度抑制を促すため緑色に着色した路側帯のこと。

ゲートキーパー

頁：47

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられる。

下水道計画区域内普及率

頁：62

下水道により下水を排除することができる区域において、実際に下水道を使うことができる人の割合のこと。

元気高齢者

頁：48,49

超高齢社会において貴重な人材となる、意欲、能力をもった高齢者のこと。

健康いけだ 21

頁：53

「すべての市民が健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むまち」「生涯にわたり健やかに暮らせるまち」に向けての本市の各種取組を定めた計画のこと。第2次池田市健康増進計画・食育推進計画の通称。

広域観光

頁：33

複数のエリアにまたがる観光資源をネットワーク化した観光のこと。

郊外型分譲住宅

頁：9

都市部に隣接する地域において、まとまった土地を分割し、建築した戸建て住宅を販売する形式のこと。1909年、箕面有馬電気軌道株式会社が呉服神社周辺に広がる2万7千坪の用地を買収し開発に着手、翌1910年に同社路線の開通にあわせ、一区画100坪を目安とする10年の月賦販売という斬新な販売方法により販売が開始された。

公共施設等

頁：9,15,27,66

地方公共団体が所有する道路、上下水道、公園などのインフラ資産や学校、保育所などの施設をいう。

公共施設等のマネジメント

頁：66

地方公共団体が保有又は借り上げているすべての公共施設、インフラ施設、土地を、自治体経営の観点から総合的かつ統括的に企画、管理、利活用する取組のこと。

公共用水域

頁：62,63

河川、湖沼などの公共の用に供される水域のこと。

洪水ハザードマップ

頁：57

国及び都道府県が、洪水浸水想定区域（想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）として指定した区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を示して公表した「洪水浸水想定区域図」に対して、洪水予報などの伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項などを記載したもののこと。



さ行

再資源化

頁：27

ごみを原料（資源）として再利用すること。具体的には、使用済製品、生産工程から出るごみなどを回収したものを利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことをいう。「資源循環」「リサイクル」と呼ばれ、いわゆる「3R」の一つ（他2つは「リデュース」「リユース」）。

最終処分場

頁：26,27

廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所のこと。廃棄物は、リサイクル、リユースされる場合を除き、最終的には埋め立てか海洋投棄される。

再生可能エネルギー

頁：27

石油、石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光、風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

歳入

頁：9,66

市の収入のことで、市税のほか、地方交付税、市債、都道府県支出金、国庫支出金などからなる。対して、市の支出を「歳出」という。

サイバー犯罪

頁：7

不正アクセス行為の禁止などに関する法律違反、コンピュータ及び電磁的記録対象犯罪、不正指令電磁的記録に関する犯罪、ネットワーク利用犯罪のこと。

シェアリングエコノミー

頁：7

個人、組織、団体などが保有する何らかの資源（モノ、場所、技能、資金など）を貸し出し、利用者と共に共有（シェア）する新たな経済の動きのこと。

市街化調整区域

頁：29

都市において無秩序な市街化を抑制するため、都市計画法に基づき定められる、自然環境の保全などを図るべきとされる区域のこと。

しごと相談・支援センター

頁：31

市民、市内在学又は在勤の方を対象とした就労相談、労働相談を実施する事務所のこと。

自主防災組織

頁：56,57

「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

自助、共助

頁：17

「自助」は、自分（家族を含む）の身を自分の努力によって守ること。「共助」は、地域や近隣の人が互いに協力し合うこと。いずれも、災害時の被害を抑えるための考え方。

持続可能な開発のための2030アジェンダ 持続可能な開発目標（SDGs）

頁：6

「Sustainable Development Goals」の略称で、「持続可能な開発目標」のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際開発目標。理念は「誰一人取り残さない（leave no one behind）」であり、開発途上国から先進国までのあらゆる国々で、2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための目標として、17のゴールと169のターゲットを設定している。

執行機関等

頁：4

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者のこと。

指定管理者

頁：40

指定管理者制度に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のこと。地方公共団体の出資法人、民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定される。

シティプロモーション

頁：25,32,33

地域の魅力を高め、それらを内外に発信し、その地域へヒト、モノ、カネを呼び込み、地域を活性化させる活動のこと。

児童発達支援センター

頁：37

障がい児を日々保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作等に係る支援を提供することを目的とする施設のこと。

社会教育

頁：40,41

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年、成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）のこと。

社会教育施設

頁：41

公民館、図書館、博物館その他社会教育の奨励を目的として設置される施設のこと。

社会保障関係経費

頁：9,15

子育て、高齢者福祉、介護、生活保護などの社会保障制度の実施に要する経費のこと。

重症心身障がい児

頁：36,37

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している子どものこと。

就職氷河期世代

頁：30

1990～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代のこと。

住宅ストック

頁：58,59

建築されている既存の住宅のこと。

住宅セーフティネット

頁：59

高齢者、障がい者、子育て世帯、所得の低い方などの住宅の確保に配慮が必要な方に対する、空家、空室などを活用した居住支援のこと。

重要給水施設

頁：63

医療機関や防災活動の拠点となる施設など、災害時に特に優先して水を確保することが必要な施設のこと。

受援

頁：56,57

災害時に、他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO及びボランティアなどの各種団体から、人的、物的資源などの支援及び提供を受け、効果的に活用すること。

商業・業務機能

頁：15

商業施設（商品及びサービスの販売、提供を目的とする施設）、業務施設（オフィス、事業所などの仕事の本拠となる施設）による地域特性のこと。

上下水道サポーター会議

頁：63

施設見学、意見交換などを通して、職員と市民が一体となって上下水道事業を共に考えることを目的に、公募によって選出された市民からなる組織のこと。

食品ロス

頁：27

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

女性の貧困

頁：46

出産、育児のため非正規労働者になりやすいこと、配偶者などから暴力的な支配構造におかれやすいことなどから、男性よりも女性の方が貧困に陥りやすい社会的状況のこと。

人権擁護委員

頁：47

国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、侵犯された場合の救済のための処置を採り、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする、市町村の各区域ごとに法務大臣が委嘱する委員のこと。

人権擁護推進協議会

頁：47

すべての市民に保障されている基本的人権を擁護し、市民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、もって明るいまちづくりに寄与することを目的に設立され、様々な人権啓発活動を行っている市民団体などで構成される組織のこと。

人生100年時代

頁：35,40

リンダ・グラットン著書「ライフシフト」がきっかけとなり広まった言葉。日本は健康寿命が世界一の「超長寿社会」を迎えており、多様な「人生の再設計」の在り方、教育、雇用制度、社会保障などの制度構築などが課題となっている。



スクールカウンセラー

頁：39

児童生徒に対する相談、保護者及び教職員に対する相談、教職員などへの研修、事件及び事故などの緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを担う専門職員のこと。

スクールソーシャルワーカー

頁：39

問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を担う専門職員のこと。

スケールメリット

頁：66

規模を大きくすることによって得られる効果、利益のこと。

スマート自治体

頁：7

ICTなどの新技術を活用して、都市、地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市、地域のこと。スマートシティともいう。

スマート農業

頁：31

ロボット技術、ICT技術を活用して、省力化、精密化、高品質生産などを実現する新たな農業のこと。

政策医療

頁：53

その時代において国の医療政策として国立病院、療養所が担うべき医療のこと。転じて、地域医療の維持、充実のため、政策的観点から市立病院において担っている医療機能をいい、救急医療、周産期医療、小児医療などが挙げられる。

生産年齢人口

頁：7,8,9,15

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層のこと。

成人期

頁：51

発育が完了した時期から老化が始まるまでの時期のこと。医学的には20歳前後から60歳前後までとされる場合が多いが、具体的な年齢、区分は社会的背景等によって異なり、日本の法律では18歳以上の者を成人としている。

青年期

頁：37

14、5歳から24、5歳までの、児童期と成人期の中間の時期のこと。

セーフティーキーパー事業

頁：57

安全パトロール隊の巡回など、小さくとも世界に誇れる安全で安心なまち「インターナショナル・セーフティシティ」を実現するため、池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例に基づき実施する市の事業のこと。

セーフティネット

頁：13,17,59

事故、災害などの予期せぬ不幸な出来事に遭遇した場合などに備えて用意された制度のこと。「安全網」と訳される。

設置管理許可制度

頁：59

都市公園法に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度のこと。

選択と集中

頁：18

競争力のある事業を「選択」し、経営資源をこの選択した事業に「集中」という経営手法、経営理論のこと。

先端技術

頁：7,18,66

先端的な科学技術であって、特にマイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジーなど民間産業に応用されているもののこと。

た行

耐水化対策

頁：57

河川氾濫などの災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するためのハード・ソフトによる浸水対策のこと。

ダイバーシティ社会

頁：46

多様な背景をもった人々や価値観を包含し、受容する社会のこと。

多核連携型の国づくり

頁：6

スマートシティの社会実装の加速、地方への新たな人の流れの創出、地域の中小企業の経営人材の確保、地方都市の活性化に向けた環境整備などに向けた取組によって、東京一極集中を脱し、地域の魅力の向上、二者択一ではない大都市圏と地方圏の関係の構築などをめざす地方創生の方向性のこと。

脱炭素・循環型社会

頁：26,27

「脱炭素社会」とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」をめざす社会のこと。「循環型社会」とは、限りある資源を効率的に利用し、リサイクルなどで循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていく社会のこと。

多文化共生社会

頁：46,47

国籍、民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

団塊ジュニア世代

頁：48

1971～1974年頃の第2次ベビーブーム時代に生まれた人々のこと。

地域医療構想

頁：52

今後の人口減少及び高齢化に伴う医療ニーズの質及び量の変化、労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化、連携を進めていく必要があることから、都道府県において、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量を医療機能ごとに推計して策定されたビジョンのこと。

地域活動支援センター

頁：46

障がい者などを対象に、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う施設のこと。

地域共生社会

頁：17,50

制度、分野ごとの縦割り、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代、分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らし、いきがい、地域を共に創っていく社会のこと。

地域公共交通計画

頁：61

地方公共団体が定める、地域における円滑な移動環境の実現、持続可能な公共交通の確保をめざし、今後の地域公共交通の在り方及び具体的な取組を示す計画のこと。

地域コミュニティ推進協議会

頁：65

市立小学校及び義務教育学校の通学区を単位として、その地域内の市民を会員として構成され、地域内において実施（廃止、見直し）する必要がある事業を本市に一定の枠内で提案する権限を有する組織のこと。

地域包括ケアシステム

頁：48,49

高齢者の尊厳の保持、自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、地域の包括的な支援、サービス提供体制のこと。

地域包括支援センター

頁：48,49

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、2006年度から新設された拠点のこと。保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメント、権利擁護、総合的な相談及び支援、ケアマネジャーへの支援などを行う。

地球温暖化

頁：27

人間の活動が活発になるにつれて、大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象のこと。地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇し、また気候変動により異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系、生活環境、農業などへの影響が懸念されている。

地産地消

頁：30,31

地域で生産されたものをその地域で消費すること。また、そうした消費活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組のこと。

着地型観光

頁：25

旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源をもとにした旅行商品、体験プログラムを企画、運営する形態の観光のこと。



長期優良住宅

頁：59

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための基準、規模などを満たす住宅として、設計及び維持保全の計画について本市の認定を受けたものこと。認定を受けた住宅は、税制上の優遇措置が講じられる場合がある。

直葬

頁：58,59

通夜、告別式などの儀式は行わず、自宅又は病院から直接火葬場に遺体を運び、火葬にする方式のこと。

特殊詐欺

頁：7

面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金などを交付させたりする詐欺のこと。

特定健診

頁：53

生活習慣病の予防を目的とした、対象者（40～74歳）に対するメタボリックシンドロームに着目した健診のこと。

特定保健指導

頁：53

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行うこと。

特別支援教育

頁：39

対象となる児童・生徒の自立や社会参加に向けて、個々の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を行うこと。これまでの特殊教育の対象となる障がいに加えて、知的な遅れのない発達障がいも含む。

都市型水害

頁：27

都市化に伴って起こる水害のこと。地面の大半がコンクリート、アスファルトで覆われているため、雨水が浸透しにくく、大量の雨水が下水道、河川に流れ込むために起こる水害などをいう。

都市型ワーケーション

頁：33

「ワーケーション」は、仕事（Work）と休暇（Vacation）を組み合わせた欧米発の造語であり、テレワークなどを活用し、普段の職場、居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うこと。「都市型ワーケーション」は、距離的には都市部に近いエリアで、いつもの勤務環境とは違う環境で働く働き方のこと。

都市活力

頁：12,14,20,25,30

商工業及び文化の活性化、人的交流などによって向上されるまちの魅力や活気のこと。

都市経営

頁：4,18,64,66

自治体行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営と捉える考え方のこと。

都市計画道路

頁：60

都市計画法に基づいて計画された道路のこと。地域内の円滑で安全な交通の確保、安全な歩行者空間の必要性、防災性の向上などの観点からまちづくりの検討を行うのにあわせて、都市計画道路の見直しが検討される。

都市的土地利用

頁：15

都市における生活、活動を支えるための住宅地、工業用地、事務所及び店舗用地、一般道路などによる土地利用のこと。

ドメスティック・バイオレンス

頁：46

配偶者、恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力のこと。

とよの地域若者サポートステーション

頁：31

豊能地域（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）に居住する15～49歳の方及びその家族を対象とした就労支援、自立支援事業を実施する事業所のこと。

な行

二次医療圏

頁：53

医療法の規定により、都道府県において地域的単位として設定される、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域のこと。大阪府内は8つの医療圏があり、豊能二次医療圏は豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町の4市2町で構成される。

ニュースポーツ

頁：42

オリンピック競技に新たに採用されたスケートボード、3×3バスケットボールなどのアーバンスポーツを含めた、誰でも気軽にすぐ楽しめることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツのこと。

認知症サポーター

頁：49

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

認認介護

頁：48

認知症高齢者が認知症高齢者を介護すること。

農業経営計画

頁：31

農業経営の現状、5年後に実現をめざす農業経営の改善に関する目標、それを達成するためにとるべき措置を記載した計画のこと。これについて市町村等から認定を受けた者が認定農業者となる。

農業的土地利用

頁：15

食料供給源、国土保全、保水機能などのための農用地による土地利用のこと。

農福連携

頁：31

障がい者などが農業分野で活躍することを通じ、自信、いきがいをもって社会参画を実現していく取組のこと。障がい者などの就労、いきがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足、高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。

は行

ハザードマップ

頁：56,57

浸水、土砂災害などが発生するおそれの高い区域を着色した地図のこと。市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」意識をもち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認するために使用する。

バリア

頁：50,59,60,61

障がいのある人が社会生活をしていく上での、社会的、制度的、心理的なすべての障壁のこと。これらを取り除くことを「バリアフリー」という。

ハローワーク

頁：31,51

職業安定所のこと。民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援するセーフティネットとしての役割を担う、厚生労働省の機関。

ビッグデータ

頁：7

ソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話及びスマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理、処理が困難なデータ群のこと。

避難路

頁：61

避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を迅速かつ安全に避難させるためのもののこと。

府域一水道

頁：62,63

大阪府内の全水道事業体が統合して一つの組織を作り、事業運営、会計を一本化（料金統一）すること。大阪府では、大阪府水道設備基本構想（2012年）において、大阪広域水道企業団を核として府域水道のさらなる広域化を推進し、大阪市を含む府域一水道をめざすと掲げている。

フードダイバーシティ

頁：33

直訳では「食の多様性」を意味し、世界中の宗教などを理由にした食のタブーをもつ人々を理解し、受け入れる環境づくりのこと。



不法簡易屋外広告物

頁：59

屋外広告物法、大阪府屋外広告物条例に違反し掲出された、はり紙、はり札、広告旗、立看板などのこと。

プラットフォーム・ビルダー

頁：7

公・共・私相互間の協力関係を構築し、関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトマネジャーとなる存在のこと。

フレイル

頁：48,52

要介護状態に至る前段階として位置付けられ、身体的、精神的、心理的、社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障がい、死亡を含む健康障がいを引きやすいハイリスク状態のこと。

放課後・土曜学習

頁：39

小・中学校での放課後の時間及び休業日である土曜日を利用して、学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒に学習支援等を行うこと。

放課後児童

頁：36,37

小学校における日々の授業終了後の子どものこと。国の「新・放課後子ども総合プラン」においては、保護者が就労などで家庭にいない子どもに対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」と、すべての子どもに対し、地域学習、交流の場などを設け、多様な体験及び活動を提供する「放課後子供教室」の整備を進めることとされている。

防災行政無線

頁：57

警報級以上の気象情報、災害時の避難情報、緊急地震速報など、緊急情報を放送する無線局のこと。状況に応じて、防犯情報、感染症情報なども放送する。

ポジティブアクション

頁：46

過去における社会的、構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている人々に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のこと。

ま行

マイクロツーリズム

頁：25

府内など、近隣地域内での観光のこと。

マイタイムライン

頁：56

災害発生時に、自分自身、家族のとるべき行動について、「いつ」「誰が」「何をするか」をあらかじめ時系列で整理した自らの防災計画のこと。

マイノリティ

頁：47

少数者であるがゆえに社会参加が制約されたり、差別、偏見などが障壁となって生きづらさを感じている人、社会的マイノリティのこと。

マスメディア

頁：33

新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、映画など、マスコミュニケーション（不特定多数の人々に対して大量の情報を伝達すること）のための媒体のこと。

まちづくり

頁：4,8,9,10,12,13,14,15,16,17,18,20,21,25,26,28,29,32,33,35,45,46,49,55,57,64,65,66,67

地域社会やそこで暮らす市民の生活などに密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組のこと。

水循環

頁：62

水が蒸発、降下、流下、浸透により海域などに至る過程で、地表水又は地下水として循環すること。

や行

遊休農地

頁：28,30,31

周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い農地又はかつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地のこと。

ユニバーサルデザイン

頁：61

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限りすべてのの方が人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード及びソフトの両面から継続して整備、改善していくという理念に基づいたデザインのこと。

幼児教育サポートチーム

頁：36,37

本市の乳幼児保育・教育の充実のため、2018年度に教育委員会内に設置された組織のこと。幼稚園管理職経験者などからなる幼児教育サポーターが、市内の公立、私立の就学前教育・保育施設を訪問し、実態の把握や助言、研修の実施などを行っている。

ら行

ライフスタイル

頁：4,7,42

生活の様式、営み方のこと。また、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方のこと。

ライフステージ

頁：36,51,52,53

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

流域治水

頁：57

河川管理者が行う従来の治水対策をより一層加速するとともに、氾濫域も流域の一つと捉え、流域に関わる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる考え方のこと。

リユース

頁：27

使用しなくなったもののうち、有用なものを製品としてそのまま使用したり、他の製品の一部分として使用すること。

レクリエーション

頁：26,42,43

仕事、勉強などの肉体的、精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

レスパイトケア

頁：49

短期入所サービス、デイサービスなどを利用することにより、家族介護者を一時的に介護から解放し不安の軽減を図り、心身の疲れを回復させ、リフレッシュするためのケアのこと。

老年人口

頁：8

年齢別人口のうち 65 歳以上の人口層のこと。

老老介護

頁：48

高齢者が高齢者を介護すること。

ロボティクス

頁：7

ロボットの設計、製作、制御を行う「ロボット工学」のこと。転じて、ロボットに関連した産業全般を総じて呼ぶ。



わ行

ワークショップ

頁：29

本来「仕事場」「作業場」を意味する言葉で、グループ各人の創意工夫、実験を通して検討しあいながら行うセミナー、研究会のこと。

アルファベット・数字

AI

頁：7

「Artificial intelligence」の略称で、人工知能のこと。人間にしかできなかったような高度に知的な作業、判断をコンピュータを中心として行うもの。

ICT

頁：7,31,38,39

「Information and Communication Technology」の略称で、情報、通信に関する技術のこと。

NPO

頁：18,41,65

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のこと。

PDCA サイクル

頁：67

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定、評価）、Action（対策、改善）の仮説、検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという考え方のこと。

SNS

頁：30,32,33,46,57,

「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場、趣味及び共通の関心事例などで新たなつながりを構築する場などを提供するサービスのこと。

Society5.0

頁：7

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。

2050年カーボンニュートラル

頁：26

2050年までに「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことで温室効果ガスを「ニュートラル（中立）」にするという考え方のこと。

3R 推進センター

頁：27

池田市環境基本計画に位置付けられたパートナーシップの拠点のこと。3R（Reduce（リデュース、減量）、Reuse（リユース、再利用）、Recycle（リサイクル、再資源化））の推進、環境情報発信、環境講座、展示、イベントなどが行われる。

5G

頁：7

「第5世代移動通信システム」のことで、「超高速」「多数同時接続」「超低遅延」という3つの特徴をもつ通信規格をいう。

SDGs17 の目標

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」のなかで掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



都市と人間の居住地を包括的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



持続可能な消費と生産のパターンを確保する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を採る



すべての人々に包括的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



海洋・海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



陸域生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および回復、ならびに生物多様性損失を阻止を図る



すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



すべての人々のための持続的かつ包摂的な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する



レジリエントなインフラを整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る



国内及び国家間の不平等を是正する

第7次池田市総合計画

発行日 2023(令和5)年3月
 発行者 池田市総合政策部SDGs政策企画課
 〒563-8666 大阪府池田市城南1-1-1
 TEL:072-754-6213
 FAX:072-752-7616

「**だったらいいな**」を叶える **いけだ**
笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ
みんなが大好きなまち



第7次
池田市総合計画